

平成27年2月10日



各 位

会 社 名 株式会社 東 北 銀 行
代 表 者 名 取締役頭取 村上 尚登
(コード番号 8349 東証第一部)
問 合 せ 先 経営企画部長 高橋 淳悦
(TEL. 019 - 651 - 6161)

平成 26 年 9 月 期 における 経営 強化 計画 の 履行 状況 について

株式会社東北銀行（頭取 村上 尚登）は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律に基づき、平成 26 年 9 月期における経営強化計画の履行状況を取りまとめましたのでお知らせいたします。

詳細につきましては、別添「経営強化計画の履行状況報告書」をご参照ください。

以 上

経営強化計画の履行状況報告書

平成26年12月



目次

| | |
|---|----|
| 1. 平成 26 年 9 月期決算の概要 | 1 |
| (1) 経営環境及び当行の取組み体制 | 1 |
| (2) 決算の概要 | 1 |
| 2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況 | 4 |
| (1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策..... | 4 |
| ① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策..... | 5 |
| ② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制..... | 8 |
| ③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策 | 9 |
| (2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 | 13 |
| ① 被災者への信用供与の状況 | 13 |
| ② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策 | 18 |
| (3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策..... | 32 |
| ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策..... | 32 |
| ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況 | 42 |
| ③ 早期の事業再生に資する方策 | 45 |
| ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策..... | 48 |
| 3. 剰余金の処分の方針 | 49 |
| 4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策..... | 49 |
| (1) 経営管理に係る体制及び今後の方針 | 49 |
| (2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針 | 49 |
| (3) 与信リスクの管理（不良債権の適切な管理を含む）及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針..... | 50 |

1. 平成 26 年 9 月期決算の概要

(1) 経営環境及び当行の取組み体制

平成 26 年度上期における国内経済は、消費増税に伴う駆け込み需要の反動減などから景気回復に足踏み感がみられました。住宅投資は弱含みの動きとなり、個人消費も名目賃金が伸び悩む中で物価が上昇し始めたことから落込みが続いております。輸出は円安が続いているものの製造拠点の海外移転などで低迷が続き、経済全体として弱い動きとなっております。

また、当行の主たる営業基盤である岩手県内の経済は、公共投資は、今年度が岩手県の「本格復興期間」の初年度にあたることから、震災復興関連工事を中心に増勢が続き、住宅投資は消費増税の影響で持家が減少に転じたものの、沿岸被災地の災害公営住宅建設などの復興需要により高水準で推移しました。一方で個人消費や生産活動は駆け込み需要の反動から弱い動きが続いておりますが、岩手県経済は全体として緩やかな回復の動きが継続しました。

東日本大震災の発生から約 3 年半が経過し、復興が徐々に実感できるような状況となってきました。完全に復興を果たすまでにはまだ相当の期間を要するものと思われまます。平成 26 年度下期については、住宅投資は、昨年度を下回ることが見込まれるものの震災以降高い水準が継続しており、公共投資は復興関連需要で増勢が続き、設備投資も復興需要等を背景に堅調な動きが続き、岩手県内経済全体への直接的・間接的な波及効果が期待されております。

このようななか当行では平成 25 年 4 月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおります。計画期間 3 年の 2 年目を迎えた今期についても“地域力の向上”をテーマに掲げ、【復興・再生支援への貢献】、【地域潜在力の発掘】を通じ、「中小事業者等への積極的な支援」、「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」の 2 つのビジネスモデルを実践し、当行及び地域経済全体の成長に向け取り組んでおります。

(2) 決算の概要

A. 預金・譲渡性預金

預金等残高（譲渡性預金を含む）について預金者別に見ますと、個人預金は 4,980 億 50 百万円（前年同期比 122 億 72 百万円増）、法人預金は 2,321 億 35 百万円（同 108 億 7 百万円増）、公金預金は 360 億 40 百万円（同 97 百万円減）となったことから、預金等全体では 7,662 億 26 百万円（同 229 億 82 百万円増）となりました。

B. 貸出金

当行では、事業者向けには「東日本大震災事業者再生支援機構」及び「岩手（宮城）産業復興機構」を活用し、また、個人向けには「個人版私的整理ガイドライン」を活用した被災地復興に向けた金融支援を積極的に行っております。さらに、新たな取引先の開拓と資金需要発掘のために、課題解決型営業を実践し、成長産業分野（アグリビジネス、環境ビジネス、医療・介護ビジネス）への貸出を推進したことなどにより、中小企業等向け事業性貸出は 2,638 億 70 百万円（前年同期比 3 億 4 百万円増）、貸出金全体では 5,138 億

24 百万円（同 45 億 57 百万円増）となりました。

【資産・負債の状況】

（単位：百万円）

| | 25年9月末 実績 | 26年3月 実績 | 26年9月 実績 | 26年9月 | |
|--------------|--------------|-------------|-------------|---------|---------|
| | | | | 25年9月末比 | 26年3月末比 |
| 資 産 | 812,543 | 801,808 | 833,522 | 20,979 | 31,714 |
| うち貸出金 | 509,267 | 519,288 | 513,824 | 4,557 | △5,464 |
| 中小企業等向け事業性貸出 | 263,566 | 268,596 | 263,870 | 304 | △4,726 |
| うち有価証券 | 222,187 | 232,615 | 248,443 | 26,256 | 15,828 |
| 負 債 | 780,651 | 769,491 | 800,035 | 19,384 | 30,544 |
| うち預金等 | 743,244 | 737,212 | 766,226 | 22,982 | 29,014 |
| うち社債・借入金 | 22,633 | 21,533 | 21,549 | △1,084 | 16 |
| 純 資 産 | 31,891 | 32,317 | 33,487 | 1,596 | 1,170 |

C. 預り資産

公共債、投資信託及び保険商品を対象とした預り資産は、投資信託と一時払い終身保険の新商品を追加し商品ラインナップの充実を図るとともにキャンペーンを実施したことなどにより、保険商品(*1)が734億56百万円（前年同期比75億50百万円増）と残高を大きく増加させたほか、投資信託が240億3百万円（同26億23百万円増）、公共債が44億88百万円（同26億62百万円減）となったことから、預り資産残高合計は1,019億47百万円（同75億11百万円増）となりました。

(*1)保険商品は販売額の累計を残高としております。

D. 損益

業務粗利益は、貸出金利回りの低下により貸出金利息収入が減少したものの有価証券利息配当金等の増加により資金利益が増加したこと、また投資信託や保険商品の販売が堅調であったことから役務取引等利益も増加したことで前年同期比2億41百万円増加し56億56百万円となりました。

コア業務純益は、消費税率引上げによる税金費用の増加等により経費が増加したものの、業務粗利益が増加したことにより同48百万円増加し6億76百万円となりました。

経常利益は、株式等関係損益が減少したことや、与信関連費用の増加などにより同79百万円減少し8億60百万円となりました。

以上により中間純利益は同1億17百万円減少し5億22百万円となりました。

E. 自己資本比率

自己資本比率は、国内基準を採用しております。平成26年3月末よりバーゼルⅢ基準による自己資本比率を算出しており、預金の増加を起因として運用資産である貸出金及び有価証券等の増加に伴いリスクアセットが増加したことから、単体自己資本比率は9.77%、連結自己資本比率は10.45%となりました。

旧基準で算出している平成25年9月末の単体自己資本比率は10.35%、連結自己資本比率は11.02%であります。

F. 金融再生法開示債権

復興に向けた金融支援として、東日本大震災事業者再生支援機構等を活用した債権売却、個人版私的整理ガイドラインによる債権放棄並びに中小事業者への事業計画策定支援等を継続しており、金融再生法開示債権は201億10百万円(前年同期比16億27百万円減)、総与信に占める開示債権比率は3.87%(同0.35ポイント低下)となりました。

G. 与信関連費用

与信関連費用(*2)は17百万円(前年同期比1億97百万円増)となりました。

一般貸倒引当金繰入額は、対象債権残高の減少等により39百万円の戻入(同39百万円減)となりました。個別貸倒引当金繰入額は、債務者区分の下方遷移や破綻先の発生などにより1億16百万円(同1億16百万円増)となりました。また、過年度に償却した債権の回収等による償却債権取立益が59百万円(同9百万円増)となりました。

(*2) 与信関連費用＝一般貸倒引当金繰入額＋不良債権処理額(個別貸倒引当金繰入額＋貸出金償却費用＋債権売却損＋偶発損失引当金繰入額)－貸倒引当金戻入益－償却債権取立益

【平成26年9月期における決算業績(単体)】

(単位：百万円)

| | 25/9期 実績 | 26/3期 実績 | 26/9期 計画 | 26/9期 | | |
|------------|-------------|-------------|-------------|-------|------|-----|
| | | | | 実績 | 前期比 | 計画比 |
| 業務粗利益 | 5,415 | 10,999 | 5,490 | 5,656 | 241 | 166 |
| うち資金利益 | 4,955 | 9,883 | 4,910 | 4,956 | 1 | 46 |
| うち役務取引等利益 | 519 | 1,117 | 580 | 593 | 74 | 13 |
| 経費 | 4,850 | 9,654 | 4,820 | 4,876 | 26 | 56 |
| コア業務純益 | 628 | 1,353 | 670 | 676 | 48 | 6 |
| 一般貸倒引当金繰入額 | — | 14 | — | △39 | △39 | △39 |
| 業務純益 | 564 | 1,330 | 670 | 819 | 255 | 149 |
| 臨時損益 | 375 | 132 | 30 | 40 | △335 | 10 |
| うち不良債権処理額 | 18 | 164 | 70 | 116 | 98 | 46 |
| うち株式等関係損益 | 163 | 150 | — | 65 | △98 | 65 |
| うち貸倒引当金戻入益 | 147 | — | — | — | △147 | — |
| うち償却債権取立益 | 50 | 107 | 35 | 59 | 9 | 24 |
| 経常利益 | 939 | 1,462 | 700 | 860 | △79 | 160 |
| 特別損益 | △4 | △27 | — | △28 | △24 | △28 |
| 当期(中間)純利益 | 639 | 875 | 420 | 522 | △117 | 102 |
| 利益剰余金 | 5,077 | 5,069 | 5,190 | 5,295 | 218 | 105 |

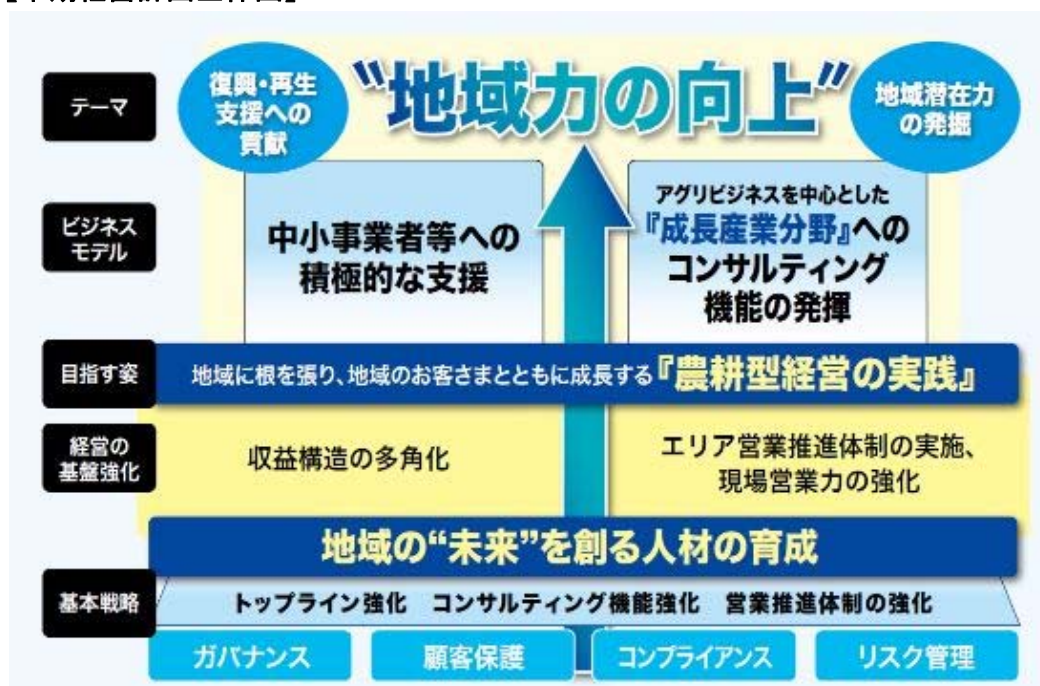
2. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当行が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策の進捗状況

(1) 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

【中期経営計画について】

平成 25 年 4 月から中期経営計画『とうぎん Next Innovation』に取り組んでおり、今期は計画期間 3 年の 2 年目にあたります。ガバナンス、顧客保護、コンプライアンス、リスク管理等の経営管理態勢の強化のもと「トップライン強化」、「コンサルティング機能強化」、「営業推進体制の強化」の基本戦略を遂行し、収益構造の多角化、現場営業力を強化することで経営の基盤強化に取り組んでおります。目指す姿として「地域に根を張り、地域のお客様とともに成長する『農耕型経営の実践』」を掲げ、中小事業者等への積極的な支援や、「成長産業分野」へのコンサルティング機能の発揮により“地域力の向上”を目指し取組みを強化しております。

【中期経営計画全体図】



当行は、中期経営計画『とうぎん Next Innovation』において、復興・再生支援への貢献のみならず、地域潜在力の発掘を行うことにより“地域力の向上”への取組みを強化しております。具体的には、中小事業者等へのビジネスマッチングによるお客様のトップライン改善支援やそれぞれの事業者が抱える経営課題を解決するために最適なソリューションを提供することなどにより、企業の育成・成長を強力に後押しするための新規融資を含む積極的な資金供給に注力しております。

また、平成 25 年 4 月の中期経営計画策定時にアグリ、環境、医療・介護等の成長産業分野

へ積極的な支援を行う態勢を整備し「成長産業推進部」を設置していましたが、平成 26 年 10 月には、本部組織機構の改編を行い、成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うために「成長産業推進部」を発展的に改組した「地域応援部」を設置しております。

【積極的な新規融資による中小企業等融資残高の拡大に向けた取組み】

当行は、現在取組んでいる中期経営計画『とうぎん Next Innovation』の 2 年目を迎えるにあたり、平成 26 年度の重点施策として、積極的な新規融資による中小企業等融資残高の拡大に向けた取組みをすすめております。震災後からこれまで取組んできた復興支援については、復興途上企業に対し、一日も早く復興を成し遂げられるよう積極的な資金支援を行っております。また、成長産業分野に対する取組みとして、これまで当行が蓄積してきたノウハウや外部の専門人材の活用等により、本部と営業店とが一体となりコンサルティング機能を発揮し、地域内での当行の存在感を高めてまいります。

【人材力の向上及び女性の活躍分野拡大に向けた取組み】

復興支援、成長産業分野への取組みにあたり、人材の育成も不可欠であることから、人材力の向上に向けた取組みとして、実践力を身につけることを目的とした各種研修の開催や資格取得の奨励を積極的に行っております。また、女性行員を対象にライフプランのトータルコンサルティング業務に精通する人材として、ライフプランナーの養成を行うなど、今後も引続き女性の活躍分野拡大に向けた取組みを行ってまいります。

① 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化に向けて、各営業店に対するサポート体制を構築するため本部に以下の部室を設置し、中小規模の事業者への資金供給やソリューション提供及び経営改善支援等に努めております。平成 25 年 4 月の中期経営計画策定時に成長産業分野へ積極的な支援を行う態勢を整備し「成長産業推進部」を設置していましたが、平成 26 年 10 月には、本部組織機構の改編を行い、成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うために「成長産業推進部」を発展的に改組した「地域応援部」を設置、中小企業診断士有資格者の人員を増員し、さらなる信用供与の円滑化に向けて取組んでおります。

【中小事業者に対する信用供与のための本部体制】

| 部署名 | 業務内容 |
|------------|--|
| 営業推進部 | 個人、中小規模の事業者向けの金融商品・サービスの企画、開発及び各種予算進捗状況の管理を行い、営業店の営業推進最適化を図る。 |
| 地域応援部 | 地域（経済）の成長支援・成長産業分野への支援・取引先企業の成長支援を深化させ、地域の法人顧客（オーナー関連を含む）のあらゆるニーズにワンストップで対応するよう営業店支援を実施する。 |
| 融資部企業経営支援室 | 特定企業への経営改善・事業再生支援、被災地域の企業に対する再生支援に向けた営業店サポート等を行う。 |

中小事業者に対する信用供与のための本部体制図

| 平成 26 年 4 月本部体制図（旧） | | ➔ | 平成 26 年 10 月本部体制図（新） | |
|---------------------|------|---|----------------------|------|
| 部署名 | 人員数 | | 部署名 | 人員数 |
| 戦略統括部 | 29 名 | | 営業推進部 | 27 名 |
| 成長産業推進部 | 7 名 | | 地域応援部 (*3) | 8 名 |
| 融資部企業経営支援室 | 4 名 | | 融資部企業経営支援室 (*4) | 3 名 |

(*3) 地域応援部：うち中小企業診断士 2 名、農業経営アドバイザー 2 名（このうち 1 名は 6 次産業化プランナー）、林業経営アドバイザー 1 名、動産評価アドバイザー 1 名、フィールドイグザミネーター 2 名

(*4) 融資部企業経営支援室：うち中小企業診断士 1 名

《営業推進部における取組み》

営業推進部は、営業店の営業推進支援の中心的な役割を担う部署であり、銀行全体の預貸金等の各種予算進捗状況の管理から、事業資金の商品開発、住宅ローンを中心とする個人ローンの商品開発に加え、各種金融サービス等の企画を行っております。商品の企画立案からはじまり、広告宣伝等の商品 PR、販売状況の管理、検証まで銀行の営業推進部門全般にわたって PDCA を実践し、営業推進における最適化を図っております。

預貸金の動向把握にあたっては営業支援システム (KeyMan) にて各営業店の貸出金商材の把握から銀行全体の貸出金動向を推測し、計画乖離の生じる営業店については臨店指導

やグループ会議等の際に本部・営業店が一体となりその問題点把握に努めております。

平成 26 年度上期は、人口減少、少子化、高齢化など様々な地域の抱える課題解決につながるよう、金融支援を目的としてとうぎん雇用拡大支援ローン「人増繁盛」、とうぎん創業支援ローン「起業のとびら」を発売し、地域企業の雇用拡大や創業支援を積極的に支援しております。

《地域応援部における取組み》

中期経営計画で掲げた「成長産業分野へのコンサルティング機能の発揮」を実践する部署として、平成 25 年 4 月に成長産業推進部を設置しました。成長産業推進部では、アグリビジネスにかかる 6 次産業化支援や再生可能エネルギー向け支援を中心とした環境ビジネス、地域の安心安全を支える医療介護ビジネスを中心に営業店支援を推進してまいりました。その他に、ビジネスマッチングによる取引先のトップライン支援はもとより、海外進出支援・知的財産の活用など、地域経済の成長支援を積極的に行ってまいりました。

平成 26 年 10 月の本部組織機構の改編により、その取組みを更に深化させ、地域の法人顧客のあらゆるニーズにワンストップで対応し営業店支援を推進するため、発展的に改組し地域応援部といたしました。

主な役割としては、これまでの成長産業分野への支援に加え、事業承継や不動産の有効活用等のソリューション営業支援も実施してまいります。推進手法としては、従来にも増して、帯同訪問による営業店サポートのほか、各種制度変更への対応等の情報を網羅した営業店行員向け情報発信ツールである「地域応援ニュース」の発行、お客様向け情報発信ツールである「医療・介護ニュース」の定期的な発刊などを継続しております。

《融資部企業経営支援室における取組み》

融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）では、経営改善・事業再生支援先企業等に対する事業計画の策定支援や、支援先への直接訪問によるモニタリング、各営業店への臨店などを通じて対象企業の早期改善及び再建を果たすための支援を継続して行っております。

なお、被災企業に対する支援については、企業経営支援室が「岩手県産業復興相談センター」の窓口となっていることもあり、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構と連携し、被災企業の事業再生支援や二重ローン問題の解決に向けた営業店サポートを継続しております。

また、両機構の対象とならない事業者で、かつ債権者間調整を必要とする中小事業者については外部の専門的なノウハウを活用すべく、「中小企業再生支援協議会」との連携を強化し、再生支援を行っております。平成 26 年 7 月には、支援協議会全国本部より講師を招き、営業店融資担当者を対象として事業再生計画の策定支援研修を開催する等、人材育成にも取り組んでおります。

新たな取組みとして平成 26 年 3 月に地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、今年度より実際に運用を開始しております。当行は、この派遣契約によ

り事業再生等に関するノウハウを吸収し、今後の債務者支援に活用してまいります。

② 中小規模の事業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制

中小企業者に対する信用供与の実施状況を検証するための体制として、半期ごとに開催する支店長会議において施策及び各種計画数値の徹底を行っております。また、営業店の支店長又は渉外課長を対象に地域ごとに開催する「グループ会議」等で進捗状況の管理を行っております。取組結果については営業店業績評価を行い、営業店・行員のモチベーション向上に努めております。

I 取締役会・常務会

取締役会は原則毎月1回、常務会は原則として毎週開催しております。取締役会には社外監査役3名を含む監査役5名、常務会には常勤監査役2名が出席し、ガバナンスの強化を図っております。中小事業者への信用供与を含む中期経営計画に基づく業務計画の進捗状況を報告し、確認並びに以後の改善策・推進策等の意思決定を行っております。平成25年4月からは中期経営計画『とうぎん Next Innovation』を策定し、ビジネスモデルとして「中小事業者等への積極的な支援」を掲げ取組みを進めており、継続して中小事業者等への信用供与の実施状況についても検証を行っております。

II 支店長会議

全営業店及び本部の部室長を対象に「支店長会議」を半期ごとに開催し、中期経営計画及び重要施策について徹底を図っております。平成26年度上期においても1回開催し、業務計画に係る進捗状況を確認するとともに、新規融資を含む中小事業者に対する積極的な信用供与に向け、役員と各支店長等との意見交換会も実施いたしました。

III グループ会議

営業店を地域ごとにグループとして区分けし、各グループを構成する営業店の渉外課長を対象として、各種施策や推進項目の進捗状況について確認する「グループ会議」を平成26年度上期において6会場で延べ8回開催いたしました。

会議において業務計画の進捗状況を確認するとともに、中小事業者への積極的な資金供給並びに新たに創業する事業者に対する積極的な信用供与に向けて新商品の取扱いについて周知・徹底いたしました。

IV 業績評価

当行では地方公共団体向け貸出金及び資金運用を目的とした市場性貸出金を除く貸出金を一般貸出金と定義しております。その上で平成26年度上期の営業店業績評価について、主に中小企業・個人向け貸出金の構成からなる一般貸出金や中小事業者の取引拡大を目的とした新規法人融資先数に重点を置いた評価体系としております。

また、平成26年度上期は積極的な新規融資による中小企業等融資残高の拡大に向け

て「重点推進項目部門」を設け、「証書貸付実行額」、「成長分野融資残高増加率」を評価に組入れるなど、新規融資の増強に向けた取組みや成長分野への資金供給を評価する体系としております。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構、中小企業再生支援協議会、個人版私的整理ガイドライン等を利用した取組みについて評価を行う体系については前期から継続するなど、各期の業務計画に沿った評価体系としております。

③ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

I ABL（動産担保融資）

当行は、担保や保証に過度に依存しない融資手法のひとつとして、企業の事業活動そのものに着目し、事業に基づく資産（商品や原材料、売掛金等）を担保として活用することで資金調達手段の拡大を図るABLに取り組んでおります。

動産担保融資では、原材料や商品等の取扱いが増加している中、売掛金の活用についても積極的に活用を図ることとし、外部専門業者トゥルーバグループホールディングス株式会社との提携により、過去の入金実績データをもとに、債権の小口・大口・格付けは問わず、集合債権として将来発生する債権まで含めて評価する手法、RBL（Receivables Based Lending）を活用し、お取引先の支援を行っております。

【取扱実績】 ※平成26年度は9月末時点までの6か月間の実績となります。

| 年度 | 件数 | 金額 | 内容 |
|--------|-----|--------|-----------------|
| 平成24年度 | 2件 | 400百万円 | 水産加工品・建設重機 |
| 平成25年度 | 12件 | 865百万円 | ワイン・太陽光設備・売掛債権等 |
| 平成26年度 | 7件 | 824百万円 | 水耕栽培設備・太陽光設備等 |

【ABLを活用した融資事例】

◆「肉用牛」を担保とした融資事例

本事例のお客様は、宮城県内を中心に5つの農場を有する肉用牛肥育経営農家で、平成22年に岩手県花巻市に農場を取得した際に、肥育牛を担保に3億円の融資枠契約を締結している企業です。

その後、着実に業容を拡大、肥育頭数も当初融資時から倍増の2,000頭超となったことから、取引実績やABLモニタリングによる業況把握を踏まえ、平成26年6月に融資枠を6億円に増額いたしました。

本件はトゥルーバ社による外部評価を実施、肉牛の肥育状況等も含めた客観的な情報を得ることが可能となったことから、大規模なABL組成が実現したものです。

当行は、アグリビジネスを地域の中核産業と捉えており、今後もABLを積極的に活用し、地域の事業者にも円滑な資金供給を行い「地域力の向上」に努めてまいります。

II シンジケートローン

当行では、これまでお客様の資金調達ニーズの多様化に対応するために、シンジケートローンの組成に取り組んでまいりました。今後は、本格化が想定される復興需要や制度活用が求められている PPP・PFI 事業、再生可能エネルギーの活用に伴う発電事業等、大きな資金需要への対応が必要となります。当行は、従来の組成ノウハウを最大限に活用し、地域金融機関が連携し地域を支援していくため引続き案件の組成に取り組んでまいります。

III ファクタリング

当行では、ファクタリングシステムの取扱いにより導入企業のみならず、納入企業も含めた地域のお客様に様々なメリットのあるサービスを提供しております。既に導入されている企業のうち、建設業関連事業を営むお客様においては、復興需要の高まりに合わせ、特に利用が増加しております。

当行におけるファクタリングの残高は平成 26 年 9 月末現在で 5 先／10 億 54 百万円となっており、引き続き円滑な運営を行いながら今後も東日本大震災からの復興に寄与してまいります。

IV 銀行保証付私募債

私募債は、銀行借入による資金調達とは異なり、資本市場からの直接的な資金調達の形態と位置づけられています。また、私募債の発行は一定の要件を満たした優良企業に限定されることから、私募債の発行により長期の資金調達を行うことは、資金調達手段の多様化を図るとともに、企業の信用力向上やイメージアップにつながります。

平成 26 年 9 月末における銀行保証付私募債の残高は 2 億円となっております。当行では発行企業の信用力向上に有効であると捉え、今後も継続的に推進してまいります。

V でんさいネット

一般社団法人全国銀行協会により設立された新たな決済インフラである電子債権記録機関「株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）」は、平成 25 年 2 月からサービスを開始しておりますが、これまで手形・振込により行われてきた決済を電子記録債権（でんさい）により行うことで、事業者へ資金調達の多様化をもたらすシステムであります。また同時に取扱いを開始した「でんさい割引」の融資残高は平成 26 年 9 月末現在 64 百万円となっております。このでんさい割引は、新たな資金調達手法としてこれまで資金繰りのために利用できなかった債権も有効活用できる手段であると捉えております。中小事業者に対する円滑な資金供給に積極的に対応してまいります。

当行は、でんさいネットをお客様に周知し利用促進に努めることにより資金供給の円滑化を図ってまいります。

VI 各種ビジネスローン

当行では、中小事業者に対する円滑な資金供給や環境保全への取組みを金融面から積極的に支援していくために、利便性の高い各種ビジネスローンの開発に取り組んでおります。平成 26 年上期には地域活性化に取り組む事業者への積極的な支援を目的として事業性融資の新商品を発売しております。「とうぎん雇用拡大支援ローン（人増繁盛）」、「とうぎん創業支援ローン（起業のとびら）」では、地域の事業者の雇用拡大や創業支援の取組の支援を行っております。また、「とうぎん医療・介護ローン」では「はるかプラン（運転・設備資金）」、「みらいプラン（開業資金）」、「きずなプラン（貸貸用医療介護福祉施設等の設備資金）」の 3 つをラインナップし、事業者の多様な資金ニーズに対応し、地域の医療・介護福祉に取り組む事業者の支援を行っております。「とうぎんアグリビジネス応援ファンド」では農林水産業や 6 次産業化に取り組む事業者の支援を行っております。また、「ビジネスローン 1000」については、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に商品内容を改定し「とうぎん復興ビジネスローン 2000」の取り扱いを開始しております。

【各種ビジネスローンの実行実績】

（単位：件、百万円）

| 商品名 | 震災後～平成 26 年 11 月末 | | |
|---------------------|-------------------|---------------|-------|
| | 取扱件数 | 実行金額 | 残高 |
| とうぎん復興ビジネスローン 2000 | 858 (242) | 5,695 (2,068) | 3,070 |
| とうぎんエコローン | 24 (8) | 1,377 (589) | 1,178 |
| とうぎん農業ローン「アグリビジョン」 | 23 (2) | 128 (13) | 30 |
| とうぎん創業支援ローン「起業のとびら」 | 9 | 23 | 22 |
| とうぎん雇用拡大支援ローン「人増繁盛」 | 7 | 75 | 72 |
| 医療・介護ローン「はるかプラン」 | 2 | 200 | 200 |
| 医療・介護ローン「みらいプラン」 | 1 | 76 | 75 |
| とうぎんアグリビジネス応援ファンド | 2 | 110 | 109 |

※（ ）内は平成 26 年 4 月～平成 26 年 11 月の実績

平成26年度上期に発売開始した事業者向け新商品

| | |
|---|---|
| <p>とうぎん創業支援ローン 「起業のとびら」</p> <p>地域の雇用拡大支援</p> | <p>とうぎん雇用拡大支援ローン 「人増繁盛」</p> <p>地域の創業支援</p> |
|  |  |
| <p>とうぎん医療・介護ローン</p> <p>医療・介護事業支援</p> | <p>とうぎんアグリビジネス応援ファンド</p> <p>アグリビジネス支援</p> |
|  <p>とうぎん 医療・介護ローン</p> <p>東北銀行は医療・介護福祉に取組む方を応援します。</p> <p>高齢化の進展に伴い、地域における診療所や介護福祉施設の役割は 今後一層高まることが予想されます。 「とうぎん医療・介護ローン」は、医療・介護福祉分野に取組む方をサポートするため、 3つのプランをご用意します。 地域の医療・介護福祉ニーズに対応した「はるか」「みらい」「きずな」の3プランで 地域の医療と介護福祉を支えます。</p> <p>●融資対象業種は介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）を除く。介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）は融資対象外です。 ●融資対象業種は介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）を除く。介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）は融資対象外です。 ●融資対象業種は介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）を除く。介護施設（サービス付き高齢者向け住宅）は融資対象外です。</p> <p>東北銀行 0120-164-416</p> |  <p>東北銀行はアグリビジネスに取組む方を応援します。</p> <p>とうぎん アグリビジネス 応援ファンド</p> <p>金利引下げ キャンペーン 実施中!!</p> <p>●対象業種はアグリビジネス（農林水産業・農工商業）に限ります。 ●融資対象業種はアグリビジネス（農林水産業・農工商業）に限ります。 ●融資対象業種はアグリビジネス（農林水産業・農工商業）に限ります。</p> <p>東北銀行 0120-164-416</p> |

Ⅶ 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当行は、事業者のおお客様にご融資を行う際に提供いただく個人保証について、ご融資の相談時、契約時及び保証債務の履行時においてそれぞれこれまでも適切な対応に努めてまいりましたが、平成25年12月5日に経営者保証に関するガイドライン研究会（一般社団法人全国銀行協会及び日本商工会議所）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を踏まえ、内部基準等の見直しを行い、適切に対応する態勢を整備しております。これにより、お客様の経営状況等を勘案し、経営者保証に過度に依存しない融資の促進を図るとともにお客様と保証契約を締結する場合や保証人の方がガイドラインに則した保証債務の整理をお申し出になられた場合等において引続き誠実に対応してまいります。

○ 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

平成26年2月1日適用開始日以降、平成26年9月末日までの実績

| | |
|---------------|-----|
| 新規に無保証で融資した件数 | 11件 |
| 保証契約を解除した件数 | 14件 |

(2) 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

① 被災者への信用供与の状況

I 返済に関する柔軟な対応

A 被災者からの申出により約定弁済を一時停止した実績

震災発生以降、被災された事業者や個人のおお客様から、既存融資の返済猶予のお申出が相次ぎました。

当行は、震災による甚大な被害状況を踏まえ、返済猶予のお申出が「震災に伴う理由であること」かつ「約定弁済を停止（据置き）することに妥当性があること」に該当するものと判断した場合には、基本的に約定弁済の一時停止に応ずる方針を全店に周知し、迅速に受け付けの対応をいたしました。

お客様の約定弁済について平成26年9月末までに572先/157億5百万円の一時停止を行いました。また、これらの一時停止を行ったお客様に対しては、個別の面談や事業再生計画の策定支援などを通じてお客様の現状・実態把握に努め、順次、条件変更等の手続きを進めております。

その結果、これまでに完了した条件変更手続きに加え、事業環境及び生活環境の改善に伴う約定弁済の再開、保険金等による繰上げ返済等により、平成26年11月末現在で約定弁済が一時停止となっている先は、5先/38百万円と震災直後のピークでありました平成23年4月末の499先/137億98百万円から大幅に減少しております。

【約定弁済の一時停止実績】

(単位：先、百万円)

| | 23年3月末 | | 23年6月末 | | 23年9月末 | | 23年12月末 | |
|---------|--------|-------|--------|-------|--------|-------|---------|-------|
| | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 |
| 事業性融資 | 182 | 7,777 | 245 | 7,838 | 109 | 3,442 | 58 | 2,061 |
| うち中小企業 | 179 | 6,981 | 244 | 7,182 | 109 | 3,442 | 58 | 2,061 |
| 住宅ローン | 67 | 743 | 92 | 1,043 | 32 | 351 | 19 | 229 |
| 消費者ローン等 | 0 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 249 | 8,520 | 339 | 8,884 | 141 | 3,793 | 77 | 2,291 |
| | 24年3月末 | | 24年6月末 | | 24年9月末 | | 24年12月末 | |
| | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 |
| 事業性融資 | 32 | 1,195 | 18 | 777 | 13 | 449 | 9 | 267 |
| うち中小企業 | 32 | 1,195 | 18 | 777 | 13 | 449 | 9 | 267 |
| 住宅ローン | 15 | 178 | 12 | 145 | 11 | 135 | 10 | 123 |
| 消費者ローン等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 47 | 1,373 | 30 | 923 | 25 | 585 | 19 | 391 |
| | 25年3月末 | | 25年6月末 | | 25年9月末 | | 25年12月末 | |
| | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 |
| 事業性融資 | 7 | 177 | 5 | 119 | 3 | 101 | 3 | 74 |
| うち中小企業 | 7 | 177 | 5 | 119 | 3 | 101 | 3 | 74 |
| 住宅ローン | 8 | 88 | 5 | 58 | 4 | 41 | 3 | 24 |
| 消費者ローン等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 15 | 265 | 10 | 177 | 7 | 142 | 6 | 98 |
| | 26年3月末 | | 26年6月末 | | 26年9月末 | | 26年11月末 | |
| | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 | 先数 | 金額 |
| 事業性融資 | 3 | 74 | 3 | 74 | 3 | 21 | 2 | 21 |
| うち中小企業 | 3 | 74 | 3 | 74 | 3 | 21 | 2 | 21 |
| 住宅ローン | 3 | 17 | 3 | 17 | 3 | 17 | 3 | 17 |
| 消費者ローン等 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 6 | 92 | 6 | 92 | 6 | 38 | 5 | 38 |

B 条件変更等への柔軟な対応

震災の影響を受け、約定弁済の履行に支障をきたしている事業者や個人のお客様からのご相談について、当行は、震災直後から弾力的な対応を迅速に行ってまいりました。また、当行において事業性融資、住宅ローンをご利用のお客様のうち、平成26年11月末までに条件変更を行った実績は累計で1,126件/193億50百万円となっております。

被災されたお客様の生活・事業の再建、復興に向けた取組みが地域金融機関の責務であり、当行は今後も返済条件に関するお客様からのご要望を真摯に受け止め、条件変更等のご相談に適切に対応してまいります。

【事業性融資のお客様】

継続的な訪問面談や事業再生計画策定支援を通して、経営状況や計画の実現性等を的確に把握し、事業再生に向けて金融機関として適切なアドバイスを行っております。

また、中小企業者の利用が多い信用保証協会、他金融機関との連携を図りながら条件変更等に関する支援を行っております。

【住宅ローンのお客様】

震災の影響によるお客様の事情を踏まえ、将来にわたって無理のない返済ができるよう、お客様と十分な話し合いを行い、適切な支援を行っております。

特に、既存債務が残り、新たに追加融資を希望されるお客様に対しては、二重ローンの大きな負担が生じることから、返済負担の軽減策として既存債務のおまとめや据置きが可能な制度資金の提案等を行っております。また、担保や返済期間などの融資条件を緩和した弾力的な対応に努めております。

【融資条件変更実績】

(単位：件、百万円)

| | 震災後～23年6月 実績 | | 23年9月迄 累計実績 | | 23年12月迄 累計実績 | |
|-------|-----------------|--------|-----------------|--------|-----------------|--------|
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業性融資 | 273 | 5,530 | 525 | 9,698 | 658 | 11,798 |
| 住宅ローン | 23 | 279 | 46 | 570 | 55 | 674 |
| 合計 | 296 | 5,809 | 571 | 10,268 | 713 | 12,472 |
| | 24年3月迄 累計実績 | | 24年6月迄 累計実績 | | 24年9月迄 累計実績 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業性融資 | 748 | 13,384 | 789 | 14,067 | 847 | 14,977 |
| 住宅ローン | 63 | 775 | 66 | 825 | 70 | 859 |
| 合計 | 811 | 14,159 | 855 | 14,892 | 917 | 15,836 |
| | 24年12月迄 累計実績 | | 25年3月迄 累計実績 | | 25年6月迄 累計実績 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業性融資 | 893 | 15,634 | 922 | 15,993 | 964 | 16,926 |
| 住宅ローン | 70 | 859 | 71 | 875 | 71 | 875 |
| 合計 | 963 | 16,493 | 993 | 16,868 | 1,035 | 17,801 |
| | 25年9月迄 累計実績 | | 25年12月迄 累計実績 | | 26年3月迄 累計実績 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業性融資 | 998 | 17,573 | 1,003 | 17,631 | 1,028 | 18,145 |
| 住宅ローン | 73 | 892 | 74 | 909 | 74 | 909 |
| 合計 | 1,071 | 18,465 | 1,077 | 18,540 | 1,102 | 19,054 |
| | 26年6月迄 累計実績 | | 26年9月迄 累計実績 | | 26年11月迄 累計実績 | |
| | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 | 件数 | 金額 |
| 事業性融資 | 1,039 | 18,222 | 1,049 | 18,384 | 1,051 | 18,434 |
| 住宅ローン | 75 | 916 | 75 | 916 | 75 | 916 |
| 合計 | 1,114 | 19,138 | 1,124 | 19,300 | 1,126 | 19,350 |

II 融資実績

東日本大震災より3年半余り経過いたしました。被災地域においては依然として復旧・復興の途上段階にあります。当行では、震災発生直後から直接的・間接的な被害状況を把握し、被災者とのリレーションを重視して復旧・復興のフェーズに応じ、被災者のニーズにマッチした支援の取組みをスピーディかつ積極的に行ってまいりました。

震災後から平成26年11月末までの復旧・復興支援関連の融資実績は、累計で3,254件/781億3百万円となっております。

A 事業性融資実行実績

当行では、震災直後から当行独自の事業性融資商品の開発に取り組んでおります。「復興ビジネスローン1000」は、新規先や復旧・復興需要にスピーディな対応をすることを目的に平成26年6月に「復興ビジネスローン2000」に商品内容を改定しております。

また、信用保証協会保証付融資制度の取扱いや、被災者の負担軽減につながる自治体等による利子補給制度も活用しながら、復旧・復興の段階に合わせ被災者のご要望に応じた対応を行っております。震災後から平成26年11月末までの復旧・復興支援に係る事業性資金の融資実行実績は累計で2,962件/736億9百万円となっております。

B 住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績

当行では、被災者ニーズにお応えするかたちで震災直後からマイカーローンについては特別金利を適用してきたほか、平成24年3月には当行独自の復興住宅ローンを発売しております。震災発生後から平成26年11月までの住宅ローン及び消費者ローン等の融資実行実績は累計で292件/44億92百万円となっております。

また、平成25年10月には防災集団移転促進事業の進展に歩調を合わせ、復興住宅ローンについて、抵当権設定要件の緩和を行っており、住宅資金需要の本格化に向け、さらに積極的に被災者の生活再建を支援してまいります。

【復旧・復興資金の実行実績】

(単位：件、百万円)

| | 震災後 ～ 平成 26 年 11 月末 | |
|-----------------|---------------------|-----------------|
| | 件数 | 金額 |
| 事業性（運転資金） | 2,282 (133) | 50,192 (2,748) |
| 事業性（設備資金） | 680 (31) | 23,417 (706) |
| うち復興アパートローン | 93 (6) | 4,566 (216) |
| 事業性資金計 | 2,962 (164) | 73,609 (3,454) |
| 住宅ローン | 183 (30) | 3,909 (668) |
| うち復興住宅ローン | 157 (25) | 3,564 (591) |
| 消費者ローン等 | 109 (5) | 583 (28) |
| 住宅ローン及び消費書ローン等計 | 292 (35) | 4,492 (696) |
| 合 計 | 3,254 (199) | 78,103 (4,150) |

※ () 内は平成 26 年 4 月～平成 26 年 11 月の実績

② 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策

I 当行の体制

A 店舗の復旧

震災の津波による全壊等により高田支店、大船渡支店、釜石支店については従前地での営業再開が困難となり臨時出張所・相談窓口での営業再開後、更に店舗の移転や「とうぎんキキララ号」の移動店舗導入等により金融機能の復旧を図ってまいりました。平成 24 年 8 月には高田支店が陸前高田市竹駒町に新築移転、平成 25 年 2 月には大船渡支店が大船渡市大船渡町に新築移転、更に平成 25 年 12 月には釜石支店が釜石市大渡町に新築移転を行い、震災の影響により従前地での営業が不能となったすべての営業店において復旧が完了しております。大船渡支店、釜石支店については将来起こりうる地震や津波による建物の被害を低減するために底地をかさ上げするとともに、耐震強度を高めた堅固な構造とし、非常災害に備え自家発電装置を配備し、非常用食料についても備蓄しております。また、店舗の屋上には緊急避難スペースを設置しております。

当行では被災地での金融機能の早期復旧に取組み、すべての被災店で新築移転が完了しており、今後も被災地の事業者等への資金供給を通じた金融支援を継続してまいります。

【被災店舗の現況】



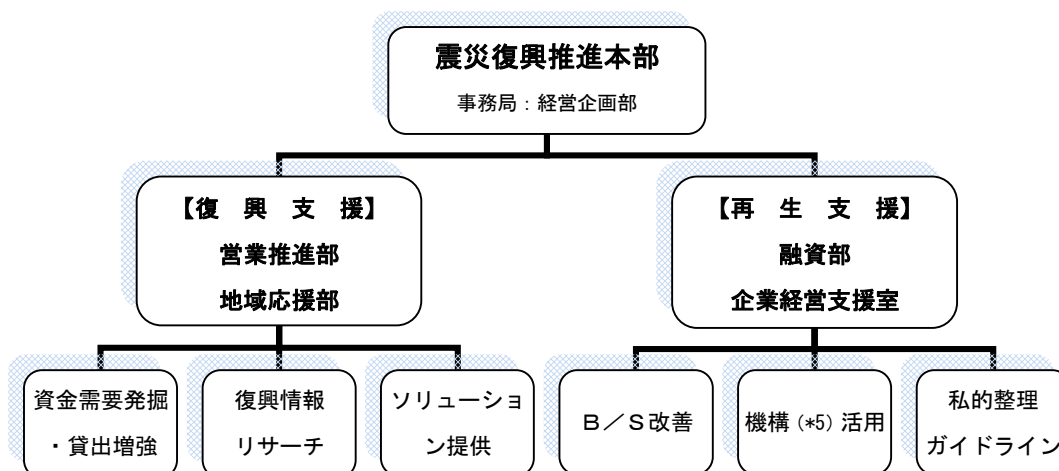
B 震災復興推進本部

当行では平成23年5月に震災復興推進本部を設置し、本部各部・営業店が被災地域の現状、課題等について共通認識をもって取組む体制を構築してまいりました。

震災復興推進本部において、「震災復興推進本部活動報告書」（以下、「活動報告書」という。）を作成し、毎月定例的に報告を行うことで、経営陣を含め、本部各部の活動内容、被災地域の営業店の状況について共有化を図っております。活動報告書については、適宜報告内容の見直しを行うなど、復旧・復興状況にあわせて内容を変更しております。特に「東日本大震災事業者再生支援機構」、「岩手（宮城）産業復興機構」、「個人版私的整理ガイドライン」については詳細な報告を行っており、被災企業・個人の再生支援の現況把握に努めております。

【震災復興推進本部の体制】

| 震災復興推進本部 | | |
|----------|-------|--------------------------------|
| 本部長 | 事務局 | 関連部 |
| 頭取 | 経営企画部 | 営業推進部、地域応援部、融資部、 融資部企業経営支援室 |



(*5) 機構：東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構

C 人員配置

当行では、被災店について引き続き内陸店との配置転換を随時行っております。平成26年10月人事異動では、本部組織機構を一部改定し9月に中小企業大学校を卒業して中小企業診断士の資格を取得した行員を、融資審査部門並びに営業推進部門に各1名ずつ配置し、復興を目的とした資金ニーズ並びに事業再生ニーズに対する支援体制の強化を図っております。

メンタルヘルス面においても、コンプライアンス相談室長の定期的な面談や、外部契約の臨床心理士が個別対応することで、職場環境の整備に努めております。

外部専門機関との連携についても、引き続き岩手県信用保証協会へ行員1名、個人版私的整理ガイドライン運営委員会へ行員1名、岩手県産業復興相談センターに行員2名を派遣し、人的面でも復興支援に積極的に関わっております。

II 復興支援【復興支援策】

～郷土の復興を地域のお客様とともに成し遂げる～

当行は、「創業の精神に立ち返り、地域に根ざした積極的復興支援を行い、地域とともに前進する。」ことを使命とし、取り組むべき課題である「**地域の再建**」・「**企業の再建**」・「**住民(生活)の再建**」の3つの再建に向け、復興支援策を実行しております。

当行では、郷土の復興を地域のお客様とともに成し遂げるべく、被災者とのリレーションの強化を図り、コンサルティングを重視し、復旧・復興フェーズやニーズにマッチした支援の取組みを営業店・本部が一丸となり推進しております。

A 地域の再建

a アグリビジネス支援

震災によって大きな痛手を受けた東北の農林水産業及び食品産業は、生産体制が徐々に回復し、流通が本格化してきてはおりますが、販売においては依然として厳しい状況にあると捉えております。

このような中で、生産者の販路開拓のニーズはより一層高まっており、当行では生産者それぞれの規模・特性を把握した上で、ビジネスマッチングのイベント企画をご案内し、個別にビジネスマッチングの機会を提供するなど、積極的な支援を展開してまいりました。

今後も、大消費地である首都圏のバイヤーとのパイプを活かしたマッチングの企画を検討するとともに、近隣県を含めた地元の小売業者や卸売業者、飲食店、あるいは産業給食等からも幅広く情報収集を行い、マッチングスキームを構築してまいります。

b 「とうぎんアグリビジネスクラブ」

当行では平成 24 年 5 月に農林水産業者や食品関連事業社 32 社からなる「とうぎんアグリビジネスクラブ」（以下、「クラブ」という。）を立ち上げ、販路支援を強力に進めていく体制を整えました。設立当初 32 社で発足した組織は平成 25 年度 9 社が加入、平成 26 年度 14 社が加入し、平成 26 年 9 月末現在の会員数は計 54 社となっております。

クラブは地域の意欲ある生産者や食品メーカー等から構成されるお客様の組織となっており、商品開発や販路開拓に向け互いに高め合いながらブランドの創造を目指すものです。当行は事務局として、これまで培ってきたノウハウを基に情報の提供や更なるネットワークの構築を図っております。

【とうぎんアグリビジネスクラブ全体像】



○会員の所在地：岩手県 36 社、宮城県 13 社、秋田県 3 社、青森県 2 社

○会員の業種

| | | |
|------|------|-------------------------|
| 農畜産物 | 22 社 | 米、雑穀、野菜各種、きのこ、牛肉、牛乳など |
| 水産物 | 17 社 | いか、さんま、鮭などの鮮魚及び業務用加工品など |
| 加工食品 | 10 社 | 菓子、カップ麺、漬物、ワイン製造など |
| その他 | 5 社 | 小売業、飲食業、農業用資材販売等 |

当行では、会員の代表者様からバイヤーに向けて自社を PR するイメージ DVD を作成いたしました。現在この DVD を首都圏、地元のバイヤーにご紹介し、マッチングを図っております。さらに販路、商品の規格、強みなど、各種情報を整理し可視化を図ることにより、バイヤーへの訴求力を高めてまいります。

また、メールマガジンを発行し、商談会やセミナーの開催等を都度お知らせするなど、お客様の横のつながりを強化し、会員間で情報交換を行うことにより、新たな企画やマッチングが生まれることを目指しております。

クラブでは会員交流から生まれる様々な情報や機会の創出を促進すべく、定期的に新規会員の募集を行っております。

当行は、クラブの事務局として今後についてもクラブとしての存在感を増しながら、活動の質を高めてまいります。

c 環境配慮型融資利子補給金交付事業に係る実施金融機関として選定

当行は平成 25 年 10 月より環境省が行う環境配慮型融資利子補給金交付事業に係る実施金融機関となっており、当行独自の環境対応融資商品「とうぎんエコローン」についても「一般型」「とうぎん“環境ファンド”型」「環境省利子補給制度活用型」の 3 種の取扱いを行っております。

平成 26 年 9 月末時点での取扱融資残高は 18 億 33 百万円となっており、平成 26 年 3 月末に比べ 4 億 84 百万円の増加となっております。

被災企業の設備復旧にあたってこれらの商品を利用することは被災企業にとっても利息負担が軽減され、震災からの復興に資するとともに環境保全に対する啓蒙にもつながることから、当行はこれらの積極的な活用を通じて地域社会への貢献を行ってまいります。

B 企業の再建

a 国の制度等を活用した支援

当行は、被災地域において早期の事業再建を目指すお客様や新たに創業をこころざすお客様に対し、本部と営業店とが連携を図りながら各種制度融資や補助金制度等を活用した支援を強化しております。

イ 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等の活用の支援

震災から復旧を目指すお客様に対して、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の活用をご案内するだけでなく、補助金が交付されるまでのつなぎ融資や自己負担部分への新規融資に、積極的に取り組んでまいりました。

漁協等の漁業者団体や水産加工流通業者の復興を支援するための水産加工場等施設整備事業等を活用されるお客様に対しても、同様に対応しております。

お客様の復興計画に役立つ支援の一環であるため、今後も上記支援を続けてまいります。

震災に係る補助金等に対するつなぎ融資の累計額は 61 先／63 億円、自己負担部分への融資額累計は 11 先／11 億円となっております。

【つなぎ融資累計額推移】

(単位：先、億円)

| | 24年3月末 | 24年9月末 | 25年3月末 | 25年9月末 | 26年3月末 | 26年9月末 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 融資先数 | 14 | 24 | 40 | 53 | 59 | 61 |
| 融資金額 | 19 | 31 | 47 | 54 | 63 | 63 |

【自己負担部分への融資累計額推移】

(単位：先、億円)

| | 24年3月末 | 24年9月末 | 25年3月末 | 25年9月末 | 26年3月末 | 26年9月末 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 融資先数 | 4 | 7 | 8 | 11 | 11 | 11 |
| 融資金額 | 6 | 9 | 10 | 11 | 11 | 11 |

□ 創業支援事例

当行は、被災地域において勤務先の事業停止や廃業などにより職を失った個人のお客様や震災に起因する様々な事由により事業の継続が困難となった事業者が被災地の復興・再生のために創業をこころざす際に、本部と営業店とが連携を図りながら各種制度融資や補助金制度等を活用した支援を強化しております。

◆ 農業の震災復興支援に向けた水耕プラントによる農業参入支援事例

震災の影響により農業をはじめとした地域の産業が多大な被害を受け、未だ復興の途上にあります。当行は、被災した学校跡地を活用し水耕プラントによる次世代農業に参入する事業者に対して融資を行い、新たな復興の支援を実施しました。

本事業は、農業生産を通じ近隣地区の農家を再雇用する事業となり、地域の復興再生の象徴として意義ある事業となっております。このプラントで生産される商品は、高付加価値の地域ブランド商品として販売を行い地域活性化に取り組む予定です。

事業への取組みにあたり、ABLの手法を活用し長期の資金支援を行っております。

当行は、今後も本部と営業店とが連携を図り、コンサルティング機能の発揮と新たな融資手法を活用し、震災復興に向けた創業支援を行ってまいります。



ハ 復興支援事例

当行は、震災により大きな被害を受けられ事業の停止に追い込まれながらも、早期の事業再建により地域の復興を目指すお客様に対し、本部と営業店とが連携を図りながら迅速な支援を継続しております。

◆ 再生債務弁済中の被災事業者への復興支援事例

お客様は、過去に民事再生手続きを申し立、以後再生計画認可となつてからは順調に再生債務を弁済してきておりました。こうした中、震災の津波により工場が流出する等の甚大な被害を受けました。

幸いにして、得意先からの需要が継続してあったことから、平成 23 年中には一部事業を再開し、その後、補助金等も認可となり本格的な設備投資を行い、平成 24 年には本格再開に至っております。その際に、復旧を急ぐあまり手元資金を利用して設備投資を行っていた為に、以後の運転資金に不足が生じることとなり当行へ相談となったものです。

そこで当行は、民事再生による再生債務弁済中の事業者への支援については前例がありませんでしたが、東日本大震災事業者再生支援機構と連携し、事業計画の再策定を行い、補助金のつなぎ資金や運転資金の融資実行を行っております。

現在では、地域に欠かせない事業者となり、被災地復興に大きく寄与しております。

b 信用保証協会並びに他金融機関との連携による支援

イ 信用保証協会との連携による支援事例

当行は、信用保証協会との連携を密に図りながら、被災企業における設備復旧資金等(補助金対象外の設備等)の資金需要に対して、復興資金を中心とした各種制度融資の活用や協調融資による支援を継続して行っております。

また、当行を含む金融機関が協調し設備資金等の融資を行った後、当該事業者の当初事業計画に対する実績の進捗が芳しくない状況が続いた際等には、信用保証協会との連携によりバンクミーティングを開催し、認定支援機関等を活用した事業計画の再策定支援や、他の取引金融機関を含めた包括的な返済条件の変更及び新規融資による支援を継続して行っております。

ロ 北海道銀行との連携による支援事例

当行は、平成 26 年 6 月 10 日(火)、北海道銀行(札幌市)が東北・北海道地区交流促進地銀連携事業の一環として主催する「東北・北海道ビジネスマッチング～6次産業化商談会～」に、当行取引先の食品関連事業者を出展者としてご案内しております。

同商談会では、当行をはじめ東北地区の地方銀行各行が連携して参加し、地域の枠組みを超えた6次産業化ビジネスマッチングが行われました。

当行は、今後も同行との連携並びに同連携事業への参画により、企業の再建への支援に積極的に取り組んでまいります。



C 住民の再建

a 復興支援融資商品の取扱い

復興住宅ローン「未来飛行」は、各地方公共団体所有地への防災集団移転促進事業にも対応できるよう抵当権設定の要件を緩和しています。

今後の同事業の進展に伴い更に住宅資金需要増加が想定されることから、積極的な対応ができるよう取り組んでまいります。

b 被災地域における年金相談会の開催

平成26年4月から平成26年9月までに、被災地域において年金相談会を10回開催し、59名のお客様からの相談を受付けしております。

今後についても被災された方々の年金に関する問題を解決するため、年金相談会を定期的で開催してまいります。

c 私的整理ガイドラインを活用して債務整理をした方への生活再建支援

二重債務で苦しまないために個人版私的整理ガイドラインを活用したお客様に対する生活再建支援の一環として、住宅新築融資（住宅ローン）に対応しております。今後も被災された方に対して、積極的な生活再建支援を継続してまいります。

【個人版私的整理ガイドラインを活用して債務整理した方への住宅ローン対応事例】

◆債務整理後の住宅ローン対応事例

震災により自宅が被災、職場も被災したため内陸部へ転勤しアパートに居住しているお客様に、個人版私的整理ガイドラインの活用を実施しました。その後、転勤地で自宅新築を希望されたため、住宅ローンに対応して生活再建支援を行いました。

Ⅲ 再生支援【再生支援策】

A 東日本大震災事業者再生支援機構及び岩手（宮城）産業復興機構の活用について

東日本大震災事業者再生支援機構は、過大な債務を負っている事業者であって、被災地域で事業の再生を図ろうとする事業者に対して、金融機関等が有する債権の買取り等を通じ、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として設立された機構です。平成 26 年 12 月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は 70 先（うち支援・買取りが決定したお客様は 51 先）となっております。なお、支援・買取りが決定した 51 先のうち当行がメイン銀行であるお客様は 22 先となっております。

岩手産業復興機構は、平成 23 年 11 月に被災事業者の早期の事業再生を支援するため、岩手県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構との共同出資により設立された、二重債務問題を解決するための債権買取り機構です。平成 26 年 12 月末時点において、同機構と相談済の当行のお客様は 48 先であり、そのうち債権の支援・買取りが決定した先は 41 先となっております。債権の支援・買取りが決定した先で、当行がメイン銀行である 25 先のうち 23 先は、設備復旧や運転資金として新規融資を実行済み又は実行予定であり、事業再開に向け積極的に支援を行っております。

なお、岩手県産業復興相談センターには、平成 25 年 4 月に 2 名の行員が出向しており、当行との連携を強化しております。

平成 23 年 12 月に設立した宮城産業復興機構に相談済の当行のお客様は 15 先あり、そのうち債権の支援・買取りが決定したお客様は平成 26 年 12 月末時点で 12 先（うち 4 先が当行メイン）となっております。これらは、いずれも新規融資を実行済みであります。

今後も当行では、引続き各機構と連携を図りながら、被災企業の再生支援に取り組んでまいります。

【各機構の活用実績】

（単位：先）

| | 震災後～平成 26 年 12 月末 | |
|-----------------|-------------------|-------------|
| | お客様相談数 | 支援・債権買取り決定数 |
| 東日本大震災事業者再生支援機構 | 70 (65) | 51 (43) |
| 岩手産業復興機構 | 48 (45) | 41 (39) |
| 宮城産業復興機構 | 15 (11) | 12 (11) |
| 合 計 | 133 (121) | 104 (93) |

※（ ）内は平成 26 年 3 月迄実績

【各機構を活用し買取りが決定した主な事例】

◆ 岩手県沿岸部のお客様（岩手産業復興機構の活用）

お客様は、沿岸地域にて小売業を営んでおりましたが、津波により本社店舗は半壊し、在庫も大部分が流出するなど、甚大な被害を受けました。

得意先顧客の中には亡くなられた方も多くあり、また、数千名に上る顧客名簿を失う等、事業再開も危ぶまれていた状況でした。

そのような中、得意先からの強い要望もあり、平成 24 年に店舗修繕により新装開店して事業再建致しました。

お客様の本格的な事業再生には、いわゆる二重ローンの解消が不可欠であり、岩手県産業復興相談センターへ支援要請を行った結果、同機構による債権の買取りが決定致しました。

今後も事業再建に向けて引き続き支援してまいります。

◆ 岩手県内陸部のお客様（東日本大震災事業者再生支援機構の活用）

お客様は、内陸部に本社機能を有する造林事業、木材販売、建設資材販売、木材チップ販売業者です。沿岸部に工場を有していたものであり、震災の津波により設備の大半が流出する等、甚大な被害を受けました。

平成 23 年より、被災を免れた近隣の工場にて仮設ラインを設備する等し、事業再開致しました。

事業の本格再開には、被災工場の再建が不可欠であり、新たな資金調達が必要となる状況でありました。新規調達の為には、従前の設備投資に係る借入負担が重く、いわゆる二重ローンの解消が必要であったことから東日本大震災事業者再生支援機構へ支援要請を行った結果、同機構による債権の買取りが決定致しました。

B 外部機関との連携について

当行では、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスと復興支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しておりますが、平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構と特定専門家派遣に関する契約を締結し、更に支援体制を強化しております。

震災後にお客様より当行が求められてきたものは、返済の一時停止、被災した設備の復旧、営業再開に向けた運転資金の供給並びに二重債務問題の解決のための支援等でした。当行は、お客様の早期の復旧に向け上記外部機関や岩手（宮城）産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構などとともに支援を行ってまいりました。

しかし、金融面の支援は充実している一方で、現状においては全ての事業者が被災前のレベルまで業績が回復しているとは言えず、被災企業の業績が被災前以上に回復

し再成長することこそが、本来の復興であります。

そのため、当行では外部機関との連携を図りながら、被災企業が再成長を遂げるまで経営をサポートしてまいります。

C 個人版私的整理ガイドラインの活用

当行では、個人版私的整理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という）を活用し、お客様の二重債務問題の解決に向け積極的な支援を行っております。

ガイドラインの活用にあたっては、運用マニュアルを策定のうえ、全営業店に対し、ガイドライン活用のメリットや効果等を説明、お客様の状況に応じ活用を促すとともに、営業店窓口等に相談や照会があった場合には、速やかにガイドライン運営委員会を紹介する態勢を整えております。

また、金融庁が作成したポスターやパンフレット、ガイドライン運営委員会岩手支部による個別相談会のパンフレット並びに岩手弁護士会、東北財務局、ガイドライン運営委員会の共催による無料相談会のパンフレットを被災店に掲示するなど、ガイドラインの制度周知及び利用促進に努めてまいりました。

その結果、平成26年12月末現在における債務整理開始の申出件数は38件に上り、弁済計画案が示された28件のうち、当行が決裁権者となる17件すべてに同意、債務整理が決定しております（他の11件は、住宅金融支援機構が決裁権者）。なお、平成26年12月末時点において検討中の案件は2件となっております。

当行は、防災集団移転促進事業の地区内において、土地買取代金の全額を債権に充当してもなお債務が残る場合であっても、当該抵当権の解除に応じるとした対応方針をとっているほか、今後は、仮設住宅からの退去などに伴い家賃等の負担増が生じることが想定されることから、既に条件変更等を実施したお客様に対しても、状況に応じてガイドライン利用を促すなど、引き続き二重債務問題の解決に向けた積極的な対応を行ってまいります。

D 資本性借入金（DDS）の活用

当行では、東日本大震災により被災し、資本が大きく毀損し、あるいは過大な債務を負い被災前の正常な経済活動に支障をきたしているものの、再生可能性があると判断した事業者について、お客様の事業規模及び財務状況に応じて、東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用とともに、資本性借入金（以下、「DDS」という。）も再建可能性を高める手法として活用を検討しております。

当行では、今後の運用を見据え、自己査定基準書及び償却引当基準書の改定を行い、DDSの運用上の留意点をまとめた「資本的劣後ローンの解説と実務上の留意点」を制定しております。平成26年度下期現在においては、同等の効果が得られる東日本大震災事業者再生支援機構や岩手（宮城）産業復興機構の活用が優先しておりますが、引き続きDDSの活用についても検討してまいります。

IV 被災者支援窓口

当行では、震災により直接的又は間接的に被害を受けられたお客様を支援するため、震災直後から、各営業店（プラザ店、出張所、東京支店を除く全店）に「被災者支援特別相談窓口」を設置し、お客様からの相談に対応してまいりました。

現在は、被災地の店舗をはじめ各店舗において随時相談を受付ける態勢に移行しております。

V 人材育成

A コンサルティングスキル向上

当行では、融資先の実態を適切に把握・推定し、「真の経営課題解決」に結びつくコンサルティング機能を発揮できる人材の育成に取り組んでおります。今年度の施策として実施したものは以下のとおりとなっております。

a 中小企業診断士の養成

中小企業の経営支援をはじめとした積極的な金融仲介機能の発揮をするための人材を養成する一貫として、中小企業診断士の養成に取り組んでおります。行内における第1回目の公募を平成24年9月に行い、選抜された2名が平成26年9月に中小企業大学校を卒業して資格取得し、平成26年10月に本部融資審査部門と営業推進部門に配置しております。また、第2回目の公募で選抜された1名も平成26年8月の一次試験に合格し、平成27年4月から中小企業大学校に入校し資格を取得する予定です。今後も引き続き資格保有者の養成を行ってまいります。

b 企業審査トレーニーの開催

「企業活動を考え、深く理解する」ことをテーマに、中堅行員向けに企業審査トレーニーを開催しています。仮説検証型の思考プロセスを活用した企業審査を行うことで、企業活動を正確に把握する事を目指しています。また、研修をディスカッション形式で行うことにより、研修参加者のコミュニケーション能力の向上も目指しております。

平成26年からは、定期開催から随時開催に変更し、研修希望者がいつでも研修に参加できる体制に変更したことで研修参加者も増加しています。

当行は、今後も継続して企業審査トレーニーを開催することにより、「企業を見る目」を研ぎ澄ますことはもちろんのこと、「経営者と経営課題を共有できる人間性」と「経営課題の解決方法を伝える力」も持ち合わせた人材の育成を目指してまいります。

【研修参加者の推移】

| H25 上期 | H25 下期 | H26 上期 |
|--------|--------|--------|
| 4 人 | 4 人 | 14 人 |

※平成 26 年度より定期開催から随時開催へ変更

c LP（ライフプランナー）の養成

ライフサイクルに応じた預金・ローン・預り資産の各商品を総合的に提案できる人材を養成するため、公募により選出した 9 名に対して計 3 回研修を実施しております。主にローンに関する基礎知識、借換を中心とした住宅ローンの推進方法、既存住宅ローン顧客を対象としたアフターフォローによる複合セールス手法を学び、終了した 9 名は各々の営業店にて活動を実践しております。

B 外部機関との連携を通じた人材育成

東日本大震災事業者再生支援機構、岩手（宮城）産業復興機構の各機構を活用した再生支援の件数は、前述の通り、債権譲渡及び債権売却が決定している案件が合計 97 先、債権譲渡及び債権売却を検討している案件は、平成 26 年 9 月末において合計 3 先となっております。これらの案件については、融資部企業経営支援室（以下、「企業経営支援室」という。）が検討段階から積極的に関わり、外部コンサルタント等の様々な専門能力を有効活用すると同時に、営業店とともにお客様を訪問し、今後の収支見込みの検討や再建のための資金対応を含めた具体的な計画策定等を協議しており、各機構との連携を通じ再生支援案件に対するスキル向上につながっております。

また、平成 25 年 4 月より当行行員 2 名が岩手県産業復興相談センターへ出向しており、復興支援の運営に参加するとともに経営支援のスキル向上に努めております。

平成 26 年 3 月には地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）と特定専門家派遣に関する契約を締結しており、この派遣契約により事業再生に関するノウハウを企業経営支援室が中心となって吸収し、情報等を営業店に還元しております。

この他、専門家を交えた事業者への帯同訪問も開始しており、今後も機構と連携を図りながら人材育成を図ってまいります。

C 渉外担当行員向けの各種研修の開催

a 渉外課長研修の開催

各営業店の渉外課長を対象に、中小事業者が抱える経営課題を解決するために各種ソリューションの研修を開催しました。

研修はソリューション提携先より最近の動向と事例の紹介や取り組みに関する講演を中心とした研修を行いました。

b 個人ローン推進研修の開催

各営業店の個人ローン推進担当者を対象に、住宅ローンに関する研修を開催しました。

研修は住宅ローン及び住宅関連資金融資の取組に関する講義、商品知識やニーズの喚起につながる話法等、住宅ローン全般にわたる知識の習得について研修を実施しております。

c 法人スペシャリスト研修の開催

中小事業者のライフステージに応じたコンサルティング機能を発揮するため、ソリューションの提案力向上を図る人材養成研修を行いました。

研修では、コンサルティング機能を発揮し新規融資を含む積極的な資金提供を行うことで、顧客企業の成長を強力に支援するという、地域金融機関の果たすべき役割を担う人材の知識習得について、平成 26 年度上期については主に渉外課の役席者を対象に 12 名が参加し、計 3 回実施しております。

d 融資判断力強化研修の開催

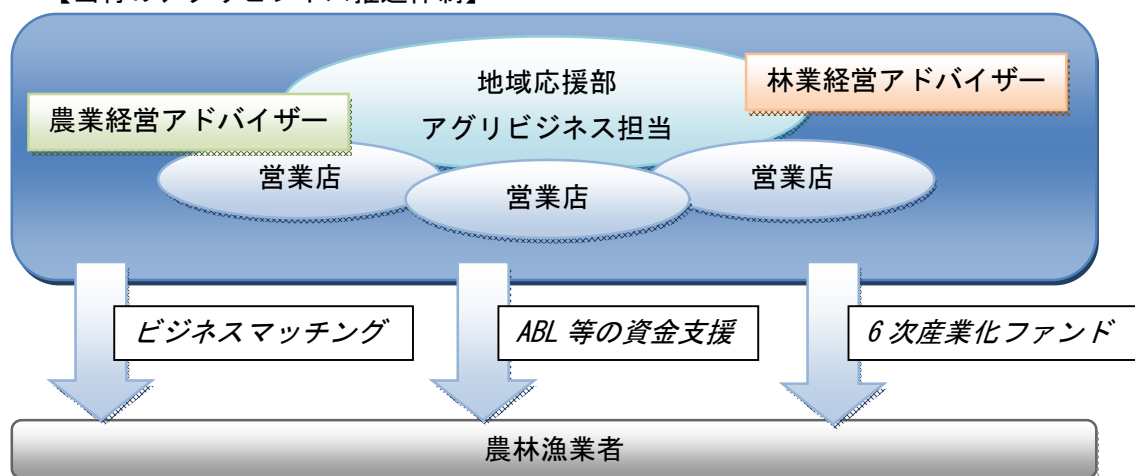
営業店の渉外課若手行員を対象に、融資業務能力のスキル習得に向けた研修を行っております。顧客の実態把握・ニーズ発掘、案件組成の組み立て方や顧客交渉の演習等、一連の流れをロールプレイング中心に若手行員の融資業務に係るノウハウの習得を目指す研修を実施し、平成 26 年度上期は 20 名が参加しております。

D 農林水産業に係る専門資格取得者の養成

当行は、農業の特殊性を理解し、経営者の相談に応じるための基礎的な知識やノウハウを習得した行員を育成するため、日本政策金融公庫農林水産事業が行う「農業経営アドバイザー」等の資格取得に努めております。「農業経営アドバイザー」資格については、平成 25 年度には新たに 1 名が資格を取得し、計 15 名の農業経営アドバイザーが地域の農業者等の方々を支援しております。また、「林業経営アドバイザー」資格については、平成 25 年度に当行行員 1 名が岩手県内の金融機関職員で初めて同資格を取得し、豊かな森林資源を抱えた地域の林業者を支援していく態勢が整いました。

今後は、農業経営アドバイザーの継続的な養成や農業経営アドバイザーの上位資格の取得、さらには被災地の漁業・水産加工業復興を支援するため、日本政策金融公庫農林水産事業が主催する「水産業経営アドバイザー」の資格取得に向けた人材育成を行ってまいります。

【当行のアグリビジネス推進体制】



(3) その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

当行は、国に資本参加をいただくことにより、地域経済の活性化につながる取組みをより一層推進し、地域金融機関としての存在感をさらに高め、地域の中小企業や個人のお客様への資金供給に万全を期し、地域に貢献できる態勢の整備を図っております。

平成 25 年 4 月には地域経済の活性化につながる取組みを推進してきた「アグリビジネス推進部」を発展的に改組し、「成長産業推進部」を設置いたしました。これにより、これまで「アグリビジネス推進部」が主に取組んできた「アグリビジネス」分野に加え、「環境」「医療・介護」等の成長産業分野に対し、支援する体制を強化しております。そして平成 26 年 10 月には成長産業分野を中心として地域の法人顧客のあらゆるニーズに対応した支援を行うために「成長産業推進部」を発展的に改組し、「地域応援部」を設置しております。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

I アグリビジネス支援

当行では、地域経済の活性化・雇用機会の創出につながるものとして、平成 17 年からアグリビジネス支援に取り組んでおります。6次産業化を目指し、コンサルティングやビジネスマッチング等を行っております。

農林水産業においては、生産物それぞれについて作業工程や期間が異なり、また季節要因も関わるなど生産サイクルは多様化しており、これに応じた資金支援が重要であると認識しております。そのため、経営者からのヒアリングに基づき個別にきめ細かい支援を実施しております。

また、農林水産業の分野では、設備投資への補助金や利子助成のある融資制度が整備されていることから、その活用を検討した上で、事業者にとって有利な資金調達手段を提案しております。当行としては、運転資金面を中心に、事業全体を把握したうえで ABL などの活用により、適切な資金供給を図っております。

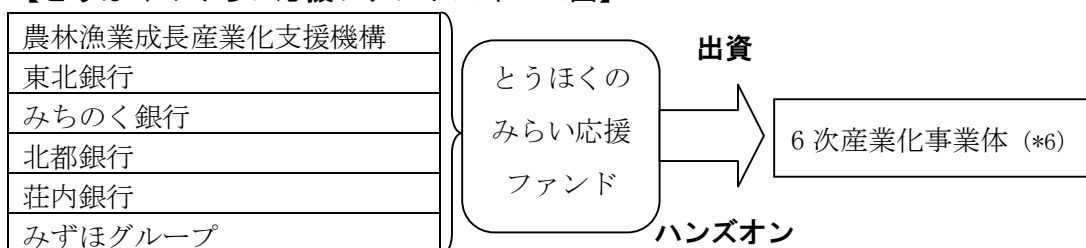
A 「6次産業化ファンド」

当行は、平成25年6月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構、株式会社みちのく銀行、株式会社北都銀行、株式会社荘内銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほキャピタル株式会社と連携し、総額20億円の「とうほくのみらい応援ファンド」を組成いたしました。

これは、平成24年8月に成立した株式会社農林漁業成長産業化支援機構法に基づき農林水産大臣の認可を前提に組成される「地域ファンド」であり、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対して出資やハンズオン支援（経営支援）を行うものです。

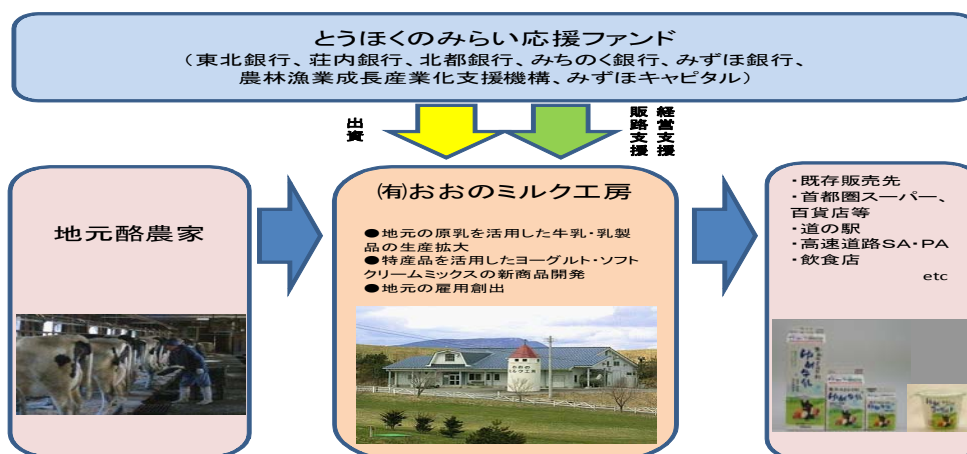
同ファンドを活用することにより、潜在力のある農林漁業のコンテンツを発掘するとともに、生産から加工、流通、販売までを総合的かつ有機的に結び付けるネットワークを構築することができます。農林漁業を「食」、「観光」等と結びつけて、多様な付加価値を創出し、地域の農林漁業発展、成長力強化に寄与できるものと考えております。

【とうほくのみらい応援ファンドスキーム図】



(*6) 農林漁業者等と製造・流通業等との合弁企業体

平成26年3月には、本ファンドの投資案件として株式会社おおのミルク工房への出資を決定いたしました。本件は全国各地で設立されている「農林漁業成長産業化ファンド」において、岩手県内第1号案件、酪農業に関する案件としては全国第1号案件となります。今後は出資の支援に留まらず、販路開拓等を積極的に支援することも含め同社の6次産業化を支援してまいります。



B 「6次産業化プランナー」

当行行員が、農林水産省東北農政局から6次産業化を支援するための人材として位置づけられる、「6次産業化プランナー」の業務委託を受け活動しております。

6次産業化プランナーは、農林漁業者等の6次産業化の取組み（ITや輸出、観光を含む）につながる案件の発掘や新商品開発・販路拡大のアドバイス、「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（6次産業化法）」の認定申請から認定後のフォローアップまでを一貫してサポートする民間の専門家です。今回のプランナー誕生を機に、より一層の農林漁業発展に貢献してまいります。

【6次産業化プランナーの主な業務】

| | |
|--|---|
| 6次産業化サポートセンター（*7）からの依頼に応じて、以下のような農林漁業者等の6次産業化を推進するための取組みをサポートする。 | |
| (1) | 6次産業化に取組む農林漁業者等に対し、派遣対応等の個別相談にて経営の発展段階に即した課題の解決に向けた助言等を行うこと。 |
| (2) | 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第5条第1項に基づく総合化事業計画の認定に向けた申請手続きのサポートや認定後のフォローアップを行うこと。 |
| (3) | 6次産業化サポートセンターが企画立案し、開催する研修会などで講師を務め、6次産業化の取組みに必要な研修や異業種交流、マッチングを行うこと。 |

（*7）岩手県の6次産業化サポートセンターは、岩手県中小企業団体中央会です。

C 「とうぎんアグリビジネスサポートデスク」の設置

当行は、地域の農林漁業者及びこれから取組む事業者等を支援するため、「とうぎんアグリビジネスサポートデスク」を設置しております。これは、これから農林水産業に取組む、あるいは既に取組んでいる農林漁業者を対象とし、6次産業化に向けた事業構想から、販路開拓や商品開発、さらには補助金制度等の活用による資金計画など、アグリビジネスや6次産業化支援に向け幅広くご相談をお受けするものです。

【当行ホームページ内のアグリビジネスサポートデスク紹介ページ】



D ビジネスマッチングサービスの提供

当行は、これまで地域金融機関の責務として事業者に対して多種多様な経営支援を行うことが重要であるととらえ、事業者が抱える経営課題解決のため、あるいは新事業の展開や新商品の開発へと導く提案のため、ビジネスマッチングに積極的に取り組んでまいりました。当行がこれまで行ってきたビジネスマッチングのスキームは、取引先企業等から営業店を通じて情報収集を行い、それを地域応援部がとりまとめ銀行内で共有しつつ、要望にマッチする相手先を見つけるため、銀行内外のネットワークを駆使し営業活動の活性化を図ることを目的として行ってまいりました。

これらのスキームについて、平成 25 年 11 月に内容を刷新し、「ビジネスマッチングサービス」を制定いたしました。このサービスの特徴としては、これまでと同様に外部業者とのマッチングを進めたうえで、マッチングが成約に結びついた場合には所定の手数料をいただくことを定めたという点が挙げられます。これにより、さらに積極的なビジネスマッチングを推進しているところであります。

平成 26 年 9 月末におけるビジネスマッチングサービスの申込件数は 60 件、このうちマッチングが成約に結びついた案件は 17 件となっております。

今後はマッチングの要望を満たす買い手を増やすとともに、様々な売場（小売、業務用、ネットなど）を紹介できるように、外部業者との連携を強化してまいりたいと考えております。

◆ 梅の仕入に関するマッチング

梅干しの製造を行う O 社では、百貨店や高級スーパーへの販路を広げる中、原料となる梅について自社生産分だけでは量が確保できなくなりつつあったことから、連携してくれる生産者（仕入先）を探してまいりました。

O 社から不確定ながら群馬に産地があるとの情報をいただいていたことから、東京事務所を介した地銀ネットワークで生産者 H 氏を探しマッチングを行うことができました。

O 社では航空会社の機内食への採用も進んでいた中、今回のマッチングにて製造量を確保する裏付けができたことから、安心して商談に臨むことができ成約に至ったとのことです。

E 『とうぎんマルシェ』の開催

平成 26 年 10 月 17 日（金）～19 日（日）まで、盛岡市の商業施設「NanaK（ななっく）」において地域の特産品即売会『とうぎんマルシェ』を開催し、当行取引先で農産加工を手掛ける 12 社に出展いただきました。

『とうぎんマルシェ』は、取引先である生産者の販路拡大を支援することを目的とし、消費者とじかに接することができる場を提供するもので、今回が 3 回目の取り組みとなります。金融機関によるこのようなイベントの主催は、全国的にも数少ないケースとなっております。

当行は、『とうぎんマルシェ』の開催にあたり、事前にテレビ・ラジオを通じて同イベント開催の宣伝をするとともに、盛岡市内の営業店を中心にイベント告知のポスター掲示をするなど、地域住民の皆様幅広く周知を行いました。イベントの開催日当日には、地元民放各局の取材を受け、売場の模様が岩手県内の情報番組やニュース等で放映されるなど、地域への宣伝も広く行われました。

イベントでは、実際に「テレビを見て買いにきた」という消費者も来場され、出展者からも「イベントの開催期間中は人通りが多く、しっかりと売上実績を出すことができた」との感想をいただいたことから、当行としてイベントの宣伝効果を実感するとともに、出展者と消費者である地域住民とのマッチングを図ることができたと評価しております。

当行は、『とうぎんマルシェ』の開催について、生産者の販路拡大だけにとどまらず、地域の活性化にもつながる取り組みであり、今後も継続的に開催してまいります。

【『とうぎんマルシェ』の様子】



F 『とうぎんアグリセミナー』の開催

当行は、平成 26 年 4 月 7 日（月）に「第 10 回とうぎんアグリセミナー」を開催いたしました。

とうぎんアグリセミナーは、地域の農林漁業者を中心に食品関連企業や農林漁業に関心のある異業種の方などを対象に、時節に合わせたテーマで開催しております。

今回のセミナーでは世界人口のおよそ 4 分の 1 を占めると言われる巨大なイスラム圏の市場を対象に、食品輸出拡大や観光客増加などの取り組みに向けて「ハラール」を学ぶことをテーマにいたしました。



G 『とうぎん6次産業化セミナー&個別相談会』の開催

当行は、「とうほくのみらい応援ファンド」を活用した農林漁業者の6次産業化支援に取り組んでおり、平成26年5月28日（水）に「とうぎん6次産業化セミナー&個別相談会」を開催いたしました。

セミナーでは、6次産業化ファンドの投資案件の事例紹介や活用方法の説明がされました。その後の個別相談会では、各事業者が構想している事業内容等について具体的なアドバイスが行われました。

当行では、今後もより一層の6次産業化の推進に向け、本ファンドを有効活用したアグリビジネス支援に取り組んでまいります。

【とうぎん6次産業化セミナーの様子】



H 株式会社ジャスターとのビジネスマッチング連携

当行は、アグリビジネス支援における販路開拓支援強化を図るため、平成26年9月に株式会社ジャスターとビジネスマッチングサービス契約を締結いたしました。

本連携は、アグリビジネス支援において農林水産物の販路開拓支援に取り組む当行と、地域活性化部を設置し地域資源の発掘・磨き上げに取り組む株式会社ジャスターがタッグを組み、地域資源を活用した特産品等の商品開発・販路開拓を通じて、地域の魅力を発信し地域経済の発展に寄与することを目的としております。

具体的には、JR盛岡駅を中心とした小売店や飲食店、ホテルなど多様な販売チャネルを持つ株式会社ジャスターに対して、当行が農林漁業者や食品製造業者、工芸品製造業者などを紹介しマッチングを図ってまいります。

当行は、今後も地域のアグリビジネス支援を推進するため、サービスの向上を図りつつ様々な連携を構築しながら、地域経済活性化に取り組んでまいります。

I 『いわて食の大商談会2014』の開催

当行は、平成26年8月27日（水）に盛岡市にて、岩手県、県内金融機関等との共同主催による「いわて食の大商談会2014」を開催いたしました。

この商談会は、全国の外食及び食品流通関係者等を招き、県内の生産者や食品製造業者等が、こだわりの農林水産物や食品について直接説明し、岩手の食を広く県内外にPRするものです。今年度は、出展者112社、バイヤー186社370名が参加し、

例年以上のにぎわいが見られました。

当行は、今後も地域のアグリビジネス支援を推進するため、販路開拓支援に積極的
に取り組んでまいります。

【いわて食の大商談会の様子】



J 『畜産 ABL 活用推進中央検討委員会』の委員委嘱

当行行員が平成 26 年 4 月に公益社団法人中央畜産会が設置した「畜産 ABL 活用
推進中央検討委員会」の委員委嘱を受けております。

当行では平成 17 年に全国に先駆けてアグリビジネス支援を開始し、取り組んでま
いりました。今回の委員委嘱は、今までの取組を評価いただいた結果であると捉えて
おります。当行は今回の委員委嘱を通じ、畜産経営の安定及び生活基盤の強化に資す
るため、畜産 ABL 活用推進のための課題解決に向けた検討をしていきたいと考えま
す。

今後も当行では事業者の多様な資金ニーズに対応するため、ABL を積極的に活用
し、地域の事業者への円滑な資金供給に努めてまいります。

※【畜産 ABL 活用推進中央検討委員会】

畜産 ABL の活用推進のための課題解決に向けた調査・検討、事例の実証検討を行
い、畜産 ABL 取扱いマニュアル等を策定しその推進を図り、もって畜産経営の安定
及び生活基盤の強化に資することを目的とする委員会。

II 環境ビジネス支援

A メガソーラー事業に対するABLの取り組み

東北地方の多くの太陽光発電事業計画を支援していく中で、当行ではABLスキームを活用したメガソーラー（大規模太陽光発電）事業支援に取り組みました。本事業は多額の投資が必要となりますが、発電事業を一体的に担保取得することで長期資金を支援しております。



B 省エネセミナーの開催

当行では、環境ビジネスの一環として、再生エネルギー向け融資の他に省エネ向け融資にも積極的に取り組んでおります。その中で、電気料金の値上げや原油高騰による省エネニーズの高まりを受け、自社店舗や工場、医療介護施設等の省エネ対策に関心のある事業者を対象とした「とうぎん省エネセミナー」を平成26年6月に開催いたしました。

岩手県と当行取引先の環境システム事業者による講演は22社の企業が参加し、大変盛況なセミナーとなりました。



C 天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業実施金融機関として認定

当行では、平成26年4月に経済産業省資源エネルギー庁が行う「天然ガス等利用設備資金利子補給金交付事業」における利子補給対象融資の実施金融機関として認定されました。

本事業の実施金融機関は岩手県内では当行のみであり、今後もお客様により一層ご満足いただけるサービスの提供と環境に対する取り組みを行ってまいります。

Ⅲ 医療・介護ビジネス支援

A 「とうぎん医療・介護ニュース」の発行

岩手県を中心とした当行の営業エリアにおいては、少子高齢化の影響により主に介護分野において起業や新たな設備投資が増加傾向にあります。こうした状況を踏まえ、当行では本部と営業店の顧客情報を共有化した推進フォロー体制を構築し、医療・介護ビジネス支援を積極的に実施しております。

また、医療・介護事業者の皆さまへ情報資料として「とうぎん医療・介護ニュース」を継続してお届けしており、平成26年9月までで累計56号を発行しております。



B 「とうぎん医療・介護相談窓口」の設置

当行では、この度、地域の医療・介護福祉に取り組まれる事業者をより一層サポートするため、当行ホームページ内に24時間対応できる「とうぎん医療・介護福祉相談窓口」を設置いたしました。

当行では、医療・介護福祉事業は地域を支える重要な産業と位置付けており、支援に向けた取組みを強化してまいりました。近年、医療・介護福祉事業における経営環境は大きく変化しております。当行は、このような環境変化に対し、事業者のご相談を幅広くお受けする体制を整えました。

当行は、今後も地域の医療・介護福祉に取り組まれる事業者を支援し、「地域力の向上」に努めてまいります。

C 「とうぎん医療介護セミナー」の開催

当行は、平成26年7月に当行本店4階ホールにて「とうぎん医療・介護セミナー」を開催致しました。

当行では地域の医療介護事業者への支援強化の一環として、セミナー開催による情報提供を継続的に行っており、今回で4回目となります。セミナーには30社の参加があり、大変盛況なセミナーとなりました。

IV PPP/PFIへの取組支援

紫波町における民間複合施設への取組み

当行は地域活性化に資する取組みと PPP/PFI 事業を積極的に支援しております。これまでに PFI 事業及び PPP 事業に対しそれぞれ 1 件の融資を実施し、ノウハウの蓄積に努めております。

平成 26 年 7 月、岩手県紫波町にて株式会社オガールベースに対し新たな民間複合施設「オガールベース」に関する設備資金を支援しております。この事業は、「紫波中央駅前都市整備事業（オガールプロジェクト）」に基づく整備事業であり、紫波中央駅前町有地活用事業として公募選定された事業となります。

当行は本プロジェクトに主体的に参画し、平成 24 年 6 月に最初の中核施設である「オガールプラザ（公民連携施設）」に対しプロジェクトファイナンスで支援しております。交流人口は年間 80 万人に達し、当初想定の 2 倍以上の賑わいを創出するプロジェクトとなり、地域活性化のモデルとして知名度の向上が図られております。

平成 27 年 4 月には紫波町新庁舎が PFI 方式で建設される予定であり、更に発展する地域開発に引き続き支援を行っていくものです。今後も地域活性化のための PPP/PFI 事業に対し積極的に支援を行い、「地域力の向上」につながるよう支援を行ってまいります。



V 海外ビジネス関連の取組支援

A 海外展開一貫支援ファストパス制度への参加

当行では、平成 26 年 2 月、経済産業省および外務省が実施する「海外展開一貫支援ファストパス制度」に紹介元支援機関として参加しました。

当行は、これまでも海外金融機関との業務提携や海外視察ミッションを行い、地域のお客様の海外ビジネス展開をサポートする体制の充実を図ってまいりました。本制度への参加により、地域の皆様により多くの海外ビジネス展開に関する情報を提供してまいります。

【海外展開一貫支援ファストパス制度とは】

当行を含む地域金融機関や商工会議所など国内各地域の企業支援機関から、外務省（在外公館を含む）、JETRO 等海外展開支援に知見のある機関に対して、有望企業

の紹介を円滑に行う制度。

- ①制度には、政府・政府関係機関、自治体、地方経済団体、金融機関等 300 を超える支援機関が参加します。
- ②本制度は、平成 26 年 2 月 25 日から運用が開始されます。

[相談スキーム]



[相談フロー]

- ① 紹介元支援機関である最寄りの東北銀行にご相談下さい。
- ② 相談内容に応じ、企業の希望する支援機関にお取り次ぎいたします。
- ③ 紹介先支援機関より企業へ直接連絡がございます。
- ④ 企業が紹介先支援機関へ直接連絡を行います。

B 独立行政法人日本貿易保険との業務提携

当行では、平成 26 年 9 月に地域の中小企業者の海外事業展開支援をより一層強化するため、独立行政法人日本貿易保険（略称：NEXI）と「貿易保険業務委託契約」を締結しました。

貿易保険は、輸出取引に伴う代金回収リスクや海外投資における収用、権利侵害、戦争、テロ等によるリスクをカバーし、企業の海外事業展開を促進することを目的としております。

当行は、今後も地域の中小企業者の海外事業展開に対応するため、提供するサービスの充実に努め、地域経済活性化に積極的に取り組んでまいります。

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む）に対する支援に係る機能の強化のための方策の進捗状況

当行では、安定的な資金供給を行い地域に貢献していくとともに、金融面での支援に限らず、多種多様な視点を持って地域の活力となるようなソリューション営業を提供し、地域と一体となった支援強化を図ってまいります。

I 本部専担部署との連携

営業店だけでは解決できないような経営課題に直面しているお客様に対しては、これまでも営業店と本部専担部署との帯同訪問や外部専門家との連携により積極的に対応してまいりました。本部専担部署では、営業店・取引先や地域と密着し、経営課題やニーズを正確に把握し、最適なサービスを提供するなど、きめ細かな対応を行っております。

す。

当行では、今後もお客様の定量的・定性的な情報の把握に努め、経営課題解決に向け各ソリューションサービスについて適宜見直しや追加を図りながら、積極的に支援してまいります。

II お客様の経営課題等の把握による最適なソリューションの提供

企業を取り巻く経済環境の変化に伴い、取引先の抱える経営課題やニーズが多様化、高度化している状況において、当行では外部専門家と提携し、専門的なノウハウや情報、ソリューションの提供を行っております。

当行では、「とうぎんビジネスサポートサービス」により取引先をはじめ地元企業の様々な問題、課題解決のための情報・サービスの提供・提案を行い積極的にサポートするなかで、提供するソリューションの追加やソリューションツールの提携先を拡大するなど、お客様のご要望に最適なソリューションを提供できる体制の整備を図っております。

平成 26 年上期においては、東日本大震災で被災した沿岸部を中心に建設機械や車両の需要が増える中、当行では中古機械売買支援サービスの業務提携をいたしました。中古機械や車両の購入には相応の時間を要することからニーズのある取引先を昭和リース㈱に紹介、同社のネットワークを活用し顧客の問題を早期に解決する手段を提供しております。

III 地方公共団体・他団体等との連携

A 農業を中心とした地域活性化に向けた連携協力関係の構築

地域金融機関と地方公共団体との連携については、地域密着型金融の推進に関する柱に据えられるなど、より重要性を増しているところであります。このようななか、当行はアグリビジネス支援の取組みをより円滑に進めるため、平成 24 年 10 月に紫波町、平成 25 年 8 月に岩手町、平成 25 年 12 月に遠野市と連携協力協定を締結いたしました。

当行では連携した地方公共団体が、それぞれの地域資源を活かした農林水産業が行われ、さらに 6 次産業化等の地域経済を活性化する取組みにつながるようサポートしております。

これまでの実績としては、定期的に連絡会議を実施してお互いの情報を共有するなか、地域の事業者の商品開発について専門家と帯同してコンサルティングを行い、また 6 次産業化セミナーを開催して支援制度を周知するなどの取組みを行ってまいりました。

今後も、当行と連携協力する地方公共団体とでお互いの情報や強みを組み合わせ、農林水産業に対しより質の高い支援を展開することで“地域力の向上”を目指してまいります。

B その他地方公共団体との連携事例について

当行は、平成 24 年 10 月に紫波町と「農業・林業等の活性化に関する業務推進協定書」を締結し、その一環として、紫波町町有林で「とうぎんの森」づくり活動を行っております。昨年度の契約期間満了に伴い、平成 26 年 5 月 19 日に紫波町及び特定非営利法人紫波みらい研究所と「企業の森づくり活動に関する協定書」を再締結し、新しい場所での「とうぎんの森」づくり活動を開始いたしました。

今年度の活動は、平成 26 年 9 月 20 日（土）に紫波町町有林にて開催いたしました。当行行員や家族約 100 名が参加し、倒木運搬作業や下草刈り、ツツジ植栽等を行い、森林整備活動に取り組みました。

今後は平成 31 年までの 5 年間、同町有林の整備活動を行い、地域の皆様がより親しみやすい森づくりを行ってまいります。



C 学校法人上野教育学園との連携協力協定について

当行は、平成 26 年 10 月に学校法人上野教育学園と連携協力協定を締結しました。

上野教育学園は、専門学校「上野法律ビジネス専門学校」において地域研究として農業者の 6 次産業化支援等に取り組んでおり、また当行では、地域事業者の 6 次産業化支援をとうほくのみらい応援ファンドによる出資等を通して取り組んでまいりました。今回の協定では地域経済の活性化に向けて双方連携して 6 次産業化に取り組むとともに、それを担う人材の育成に寄与することを目的としております。

そのなかで、平成 26 年 10 月に行われた「とうぎんマルシェ」に出店し、地元農家と連携して開発した商品を販売していただきました。学生が交通量を調査して立てた売上計画に基づき仕入を行い、消費者の目に留まりやすいポップの作成などに取組んでいただきました。また他の出店者の売り子として、販売の補助も行っていただきました。マルシェ出店を通じて、学生に経営について考える機会を提供できたものと捉えております。

当行では今後、お客様が抱える様々な課題やニーズを紹介し、学生目線での解決策を検討いただくことや、社会に求められる能力を持った人材育成のためのキャリア形成課程について協議を行ってまいります。



③ 早期の事業再生に資する方策

I 中小企業再生支援協議会及び地域経済活性化支援機構等との連携による事業再生

A 中小企業再生支援協議会の活用

当行取引先における中小企業再生支援協議会（以下、「協議会」という。）の相談件数は、暫定計画による支援策について周知されている効果もあり、平成26年4月から平成26年9月までの期間で13先と従来に比して増加傾向にあります。その進捗状況の内訳については、改善計画策定済（暫定計画含む）の先が2先、改善計画策定中の先が10先、東日本大震災事業者再生支援機構の活用による支援決定先が1先となっております。

当行では、平成21年10月より融資業務に精通した行員1名が協議会に出向しております。（平成24年11月末に当行を退職し協議会に転籍）これにより、より現状に即した実現性の高い事業再生支援に向け連携を強化してまいりました。

今後についても、当行の取引先が様々な支援を必要とする状況（事業再生、業種転換、事業承継等）となった場合に、債権者間の調整が必要となることが想定されます。

協議会による経営改善計画の実現可能性についての評価は、中立な立場で客観的な検証を経て行われることから、結果として債権者間調整の際に求められる透明性や妥当性が高まります。

また、結果として暫定計画となった場合でも、事業者の改善に対するモチベーションを高める効果も期待出来るものとなります。

このため、今後においても当行は案件検討の初期段階から協議会への事前相談を積極的に活用してまいります。

B 地域経済活性化支援機構の活用

地域経済活性化支援機構（以下、「機構」という。）は、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者の事業再生を支援することを目的として、株式会社企業再生支援機構法に基づき、平成 21 年 10 月に設立された株式会社企業再生支援機構が地域経済活性化事業活動に対する支援に係る業務を担う支援機関へと改組され、商号変更された機関です。

機構は、従前からの事業再生支援に加えて、地域経済の活性化支援に関わる新たな業務が追加され、機構関与と案件の可能性にかかわらず、地域金融機関の事業再生子会社や事業再生ファンドに対する専門家派遣等を行うことができるなど、地域金融機関の事業再生をサポートする体制が取られております。

当行では、機構がこれまで蓄積してきた実績やノウハウを活用し、被災地の復興のみならず、構造不況や後継者問題等を抱え収益改善の展望が描けない事業者に対する対応を検討するため、平成 26 年 3 月 28 日付で特定専門家派遣に関する契約を締結しております。締結以降これまでに、個別事業者についての相談や、帯同して債務者訪問を行う等、具体的な取り組みを開始しており、今後も機構を活用し事業再生支援を継続してまいります。

C 岩手県中小企業支援等連絡会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）への参加

「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」（平成 24 年 4 月 20 日 内閣府・金融庁・中小企業庁）において、各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、金融機関、事業再生の実務家、法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築することとされ、中小企業の経営改善・事業再生支援環境の整備が行われました。

これを踏まえ、岩手県においても岩手県信用保証協会を中心に、地域金融機関、政府系金融機関、中小企業再生支援協議会、地域経済活性化支援機構、法務・会計・税務の専門家、経営支援機関、地方公共団体、財務局、経済産業局等が連携し、中小企業の経営改善・事業再生を推進するため岩手県中小企業支援等連絡会議（通称：いわて企業支援ネットワーク）（以下、「ネットワーク会議」という。）が構築されました。

ネットワーク会議の設立以降、当行も開催の都度参加し、情報交換や経営支援施策、再生事例の共有等を行っております。

今後も、経営改善や再生の目線を揃えることで、経営改善や再生のインフラを醸成し、地域全体の経営改善、再生スキルの向上を図っていくため、ネットワーク会議へ継続参加し、中小企業の経営改善・事業再生に役立ててまいります。

D 認定支援機関を通じた経営支援強化のための取り組み

中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年 8

月末に施行された「中小企業経営力強化支援法」に基づき、経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」という。）が創設されております。

認定制度は、金融機関の他、税理士、公認会計士、中小企業診断士、弁護士等が認定機関として認定され、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制が整備されました。

当行では認定支援機関として経営力強化保証制度、認定支援機関の関与が必要となる補助金制度への活用、他認定支援機関との連携等、中小事業者等の経営状況の分析、モニタリング等を通じ、中小事業者への支援態勢を整備しております。なお、平成26年9月末までの経営力強化保証制度での融資額累計は11件／3億75百万円、認定支援機関としての補助金制度への関与は38件、このうち採択件数は19件となっております。

| 制度融資 | 件数 | 金額 |
|-----------|-----|--------|
| 経営力強化保証制度 | 11件 | 375百万円 |

| 補助金等制度名 | 関与件数 | 採択件数 |
|----------------------------|------|------|
| ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金 | 19件 | 8件 |
| 地域需要創造型等起業・創業促進補助金 | 12件 | 6件 |
| 認定支援機関による経営改善策定支援事業 | 2件 | 0件 |
| 小規模事業者活性化補助金 | 4件 | 4件 |
| 中小企業等 | 1件 | 1件 |
| 合計 | 38件 | 19件 |

II 取引先の多様なニーズに迅速に対応するため専門的知見や全国的なネットワークを有する外部機関との連携による事業再生

当行は、専門的知見を有する外部機関との連携・協力により復興支援体制を構築するために、あおぞら銀行、有限責任監査法人トーマツ、株式会社エスネットワークスとそれぞれ復興支援に向けた連携・協力に関する覚書を締結しております。

上記の外部機関は、お客様の売上高向上のためのビジネスマッチングや事業承継のためのM&A等、事業再生のための連携ネットワークとしての役割も期待できるため、継続して情報交換等を行っております。

今後も情報交換を密に行い、コンサルティング能力を補完・向上させ、事業再生を支援してまいります。

III 建設企業のための経営戦略アドバイザー事業の活用

国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金では、中小・中堅建設企業の新事業展開、企業再編・廃業等の経営戦略の実現を支援する「建設企業のための経営戦略アドバイザー事業」を展開しております。

当行は本事業を活用するため国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金と平成23

年9月にパートナー協定を締結しており、平成26年9月までに2先のお客様について事業再生計画の策定を行っております。

今後についても、建設業のお取引先が抱える諸問題や課題を解決する為の方策として、建設業に精通した専門家の経営相談を受けることが出来る本事業の活用支援を行ってまいります。

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

I 事業承継支援

当行では、融資セールスにとらわれず経営者との日常的な面談等により会社の悩みを把握し、営業店と本部、外部専門家にて連携を図り課題解決に向けての支援に取り組んでまいりました。

平成26年4月から平成26年9月までに4社の事業経営者から事業承継について相談を受けており、営業店と本部とが連携してきめ細かく顧客ニーズのヒアリングを行い、ニーズに合致する専門家を紹介するなど積極的な支援を継続しております。

II 後継者育成支援

当行では、「次代を担う後継者の育成」のため、後継経営者・若手経営者の方々を対象に、中期経営計画の策定や組織づくり、人材育成をテーマとした後継者セミナー「社長の道場」を開催しております。

平成26年2月10日には、約100名の参加者により「社長の道場」新春特別セミナーを開催いたしました。この回では、3つのテーマで分科会を設定し、参加者同士でディスカッションを行い、悩みや課題を共有しながら解決策を考えることを通じて、参加者の横のつながりを醸成する内容と致しました。

この取り組みは地域に安定的な雇用の確保をもたらし、地域の人口減少を抑制する方策ともなり得ることから、当行は、「社長の道場」について毎回旬のテーマやニーズの高いテーマを設定し、今後も継続的に開催してまいります。

【「社長の道場」新春特別セミナーの開催概要】



「社長の道場」新春特別セミナー
平成26年 2月10日(月) 13:30開会 15:00閉会
盛岡グランドホテル(盛岡市盛岡駅前東側ビル10F TEL:019-651-1111)
定額3,000円(税込) ※交通費は参加者各自負担 ※申込締め切り 1月27日(火)まで
第1分科会 人事・労務管理「人」が集まる企業と企むための労務管理
第2分科会 事業計画の策定「モノ」の見える経営を実現しよう
第3分科会 事業承継「人」のつながりによる事業承継の推進
「社員の心を動かすコミュニケーション」
講師 上原 康樹氏
13:00 受付開始
13:30 開会
15:00 閉会
申込先 人事・労務管理 盛岡支店 盛岡駅前東側ビル10F
14:00 事業計画 盛岡支店 盛岡駅前東側ビル10F
15:00 事業承継 盛岡支店 盛岡駅前東側ビル10F
17:15 交流会
お問い合わせ 営業部 盛岡支店 019-651-1161 019-651-4310 FAX 019-651-4311
参加申込書 019-651-4310またはFAXにて



1 分科会 人事・労務管理
人が集まる企業と企むための労務管理
登壇 正孝氏
2 分科会 事業計画の策定
不安定な経営理念のもとづく「環境適応したビジネスモデル」にいかにつなげるか
登壇 野田 万起子氏
3 分科会 事業承継
事業承継のポイント
登壇 宇田 生郎氏
12:45 出席

3. 剰余金の処分の方針

当行は、銀行業の公共性を踏まえ内部留保の充実に努めるとともに、配当につきましても安定的な配当を継続することを基本方針としております。平成 26 年 9 月期につきましては、普通株式の配当は 1 株当たり 2.5 円、第 1 種優先株式については約定に従った配当を行い、また、計画を上回る当期純利益を計上し、内部留保の積み上げを図っております。平成 49 年 9 月末には国の資金 100 億円を返済するための財源として利益剰余金を確保できる計画となっております。なお、当行は本計画以上に利益剰余金が積み上がった場合、国の資金について早期返済を検討してまいります。

【当期純利益及び利益剰余金残高の推移】

(単位：百万円)

| | 25/3 期 | | 25/9 期 | 26/3 期 | | 26/9 期 | 27/3 期 | 28/3 期 |
|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|
| | 計画 | 実績 | 実績 | 計画 | 実績 | 実績 | 計画 | 計画 |
| 当期純利益 | 610 | 720 | 639 | 640 | 875 | 522 | 690 | 770 |
| 利益剰余金 | 4,570 | 4,679 | 5,077 | 4,720 | 5,069 | 5,295 | 4,910 | 5,190 |

4. 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

(1) 経営管理に係る体制及び今後の方針

経営管理体制の充実、株主の皆さまをはじめとし、お客様、地域の皆さまなど、すべてのステークホルダーの方々からの厚い信頼を確立していくための最も重要な経営課題の一つであると認識しております。当行では経営管理に係る体制の充実を図るため、的確な経営の意思決定、決定に基づく迅速な業務執行、並びに適正な監督・監査体制の構築に努めております。また、平成 26 年 6 月より社外取締役を 1 名増員し、社外取締役 2 名（うち 1 名は独立役員）態勢としており、取締役会の牽制機能を強化するとともに、取締役の業務執行状況について監督を行っております。

当行は取締役会を原則として月 1 回開催し、経営にかかわる重要事項の決定を行うとともに、業務の執行状況に関する監督を行っており、平成 26 年度上期は 6 回開催しております。

常務取締役以上及び常勤監査役で構成される常務会は原則毎週開催され、迅速な意思決定を行う体制を整備しております。平成 26 年度上期は 26 回開催しております。

(2) 業務執行に対する監査又は監督の体制及び今後の方針

当行は監査役制度を採用しており、監査役会は監査役 5 名（会社法第 2 条第 16 号に規定された社外監査役 3 名を含む）で構成されております。取締役会については監査役 5 名が、常務会については常勤監査役 2 名が出席し、適切な提言・助言を行っております。また業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入しております。平成 26 年度上期は監査役会を 5 回開催しております。また監査役は取締役会への出席を通して経営のチェックを行うとと

もに、営業店及び本部各部の業務執行状況、内部統制の有効性及び法令遵守状況等を監査しております。

(3) 与信リスクの管理(不良債権の適切な管理を含む)及び市場リスクの管理を含む各種のリスク管理の状況並びに今後の方針

① リスク管理体制

当行では業務運営上発生が予想されるリスクについて、統合的リスク管理の考え方のもと取締役会がリスク管理の基本方針、及びリスク管理体制を定めております。

リスク管理の基本方針では、リスクを定量化し自己資本と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し、前者は、資産・負債の総合管理、自己資本管理、流動性リスク管理に係る事項も含めALM委員会において管理する体制としております。後者は、リスクカテゴリーごとに主管部を明確にし、当該主管部ごとに管理体制の堅確化に努め、リスクの顕在化を抑制する管理体制としております。

② 統合的リスク管理

統合的リスク管理については、リスクの顕在化によって発生が予想される損失額を統計的な方法で計測し、これらの合計をリスク量として経営体力の指標である自己資本を勘案して設定するリスク許容限度額と対比して管理する統合リスク管理と、統合リスク管理の対象外とするリスク管理とに区分し管理しております。

経営陣と関係部で構成するALM委員会では、自己資本、リスク管理態勢、収益性、流動性（特に市場部門）を踏まえ、市場部門及び貸出金の一部において、毎期、ポジション枠を設定する態勢としております。また、リスクテイクは管理可能なリスクを対象とする方針としていることから、複雑なリスクは保有しておらず、銀行全体の市場リスク量と信用リスク量の合計に自己資本額を基準としたリスク許容限度額を設定し、経営体力に見合ったリスクテイクとなっているか、毎月確認しております。

③ 信用リスク管理

当行の信用リスク管理については、融資規程(クレジット・ポリシー)において、信用リスク管理の基本方針として、信用リスク管理態勢の整備、与信審査の客観性の確保、問題債権の管理、与信ポートフォリオ管理による与信集中の排除、信用リスクの定量的把握、適正な収益確保等の方針を定め、実施しております。さらに、信用リスク管理規程において、目的、定義、範囲、態勢及び役割、管理方法等を定め、適正な信用リスク管理が実現するよう態勢を整備し、実施しております。

与信ポートフォリオについても、四半期ごとにALM委員会において経営に報告し、信用リスク額、リスク量、予測最大損失額等の把握を行うとともに改善策等を指示するなどにより管理しております。具体的な顧客管理手法としては、融資先管理要領に基づき、大口与信先、特別管理先、経営改善指導先、事業再生支援先等を選定し、営業店のモニタリ

ング等を基に年2回、営業店と本部で取組方針協議を行い、支援及び管理を行っております。また、本部管理・指導が必要な先については、融資部及び同部企業経営支援室が顧客訪問し、経営改善計画策定等の支援・指導を行っております。

問題債権の管理としては、営業店からの毎月2回の期日経過債権の報告や月例の貸出金延滞報告により管理を強化し、条件変更による長期延滞の未然防止や問題解決に向けた取組みを図っております。実質破綻先以下の管理は、毎年2月末、8月末基準日として営業店より、債権管理報告を受け、問題解決に向けた方針協議を行い、顧客企業の再起に向けた方策の検討や円滑な処理等への協力を含めた取組みを強化しております。今後につきましても、信用リスク管理として、態勢等を強化するとともに、管理の適正化を図り、取組方針協議を基にこれまで以上に企業経営支援室が積極的に関与し、経営改善や事業再生の可能性が高いと見込まれる先を健全な企業に立直すための支援を行ってまいります。

問題債権への対策として、問題先を特定の上、取組方針を明確化し、経営状況等を適切に把握・管理し、必要に応じて経営再建計画策定の指導や整理・回収を行ってまいります。

④ 市場リスク管理

市場リスク管理については、市場リスクの所在、市場リスクの種類・特性及び市場リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の重要性を認識し、適正な市場リスク管理体制の整備・確立に向けて、リスク管理の方針及び管理体制の整備をしております。

具体的には、毎期、資産・負債の総合管理や自己資本管理等に関わるALM運営方針を決定し、また、市場部門が当該方針に基づき検討する戦略目標について、経営陣と関係部で構成するALM委員会において協議を行い決定しております。ALM委員会では、市場部門の戦略目標について、毎期、市場運用業務等の方針を設定し、市場リスクを管理可能なリスクに限定するなかで安定的な収益を確保することを確認しております。また、有価証券に関わる売買方針についても毎月確認を行っております。

⑤ 流動性リスク管理

流動性リスク管理について、流動性リスクの所在、流動性リスクの種類・特性及び流動性リスクの特定・評価・モニタリング・コントロール等の手法並びに流動性リスク管理の重要性を十分に認識し、リスク管理規程、ALM運営方針、市場運用業務等の運用管理基準等の規定を定めております。月次のALM委員会において、資金の運用・調達状況の予測に基づく中長期的な資金動向の報告を行うほか、市場運用業務等の運用管理基準に日次・月次等の定例報告を定め、また、重要な事項については随時報告する体制としております。

⑥ オペレーショナルリスク管理

オペレーショナルリスク管理については、事務リスク・システムリスク、その他オペ・リスク（法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク）の区分ごとに主管部を定め、管理を行う体制としております。

事務リスクについては、事務規程の整備、研修及び営業店事務実施指導等により、厳正な事務取扱の定着に努めております。

システムリスクに関して、当行は基幹システムの運営・管理を外部へ委託しておりますが、新日本有限責任監査法人から委託業務に係る内部統制の状況を把握し、その有効性の評価に利用する報告書（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会実務指針第86号「受託業務に係る内部統制の保証報告書」に基づき、受託会社監査人が提供する保証業務）を毎年受領しモニタリングを実施するとともに、年1回基幹システムの運営・管理を委託している株式会社エヌ・ティ・ティ・データに対しシステム監査を実施することにより、システムリスクの顕在化防止に努めております。

その他オペ・リスクについては、当該主管部署ごとに管理体制の堅確化に努め、また、内部監査の実施により、リスクの顕在化を抑制しております。